

茨城県 獣医師会 会報

JOURNAL OF THE
IBARAKI VETERINARY
MEDICAL ASSOCIATION

No.93

5.2020

公益社団法人 茨城県獣医師会

獣医師の皆さまとご家族に 大きな安心を!!

公益社団法人日本獣医師会
獣医師福祉共済事業



獣医師の皆さまを取り巻く様々なリスクの備えに

「獣医師会のほけん」

獣医療業務や動物診療施設の瑕疵が原因で、万が一賠償請求を受けたら……

第三者からのクレーム行為で動物病院の業務に支障が出たら……

一家の大黒柱の獣医師ご本人が病気やケガで働けなくなったら……

ご本人やご家族が病気やケガで入院や通院をされたら……

ご本人やご家族が要介護状態になったら……

動物病院の従業員の皆さまがお仕事中にケガをされたら……

動物病院の什器・備品・医療機器が偶然な事故で損害を被ったら……

獣医療業務や動物診療施設の事故に対する損害賠償請求に備える

基本契約

獣医師賠償責任保険 (クレーム対応サポート補償付)

オプション

トリミング・ペットホテル 危険担保特約

オプション

個人情報漏えい補償保険

●こんな、法律上の賠償責任を負ったときに補償します。

- ①獣医療業務を遂行することにより、誤って動物や他人に障害を与えたり、財物に損害を生じさせた場合
- ②治療のために預かっている動物の管理ミスにより、紛失・逃亡または盗難にあったり、それが原因で他人に身体障害を与えた財物に損害を生じさせた場合
- ③動物診療施設の所有・使用・管理の不備により、動物や他人に障害を与えたり、財物に損害を生じさせた場合

●第三者からのクレーム行為に対応します。

- 専門の相談窓口(クレームコンシェル)へ電話相談ができ、当事者間での解決が困難な場合は弁護士による対応を実施。弁護士費用は保険金でお支払いします。

●動物診療のほかに、「トリミング」や「ペットホテル業務」を行う動物病院のための オプション契約です。

●「トリミング」または「ペットホテル業務」を遂行することにより、誤って動物や他人に障害を与えたり、他の人の財物に損害を生じさせ賠償責任を負ったときに補償します。

獣医療行為に伴うトリミングや保管業務による賠償責任は「基本契約」の補償対象となります。

●偶然な事由により個人情報を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、損害賠償請求がなされ、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

団体割引20% 病気やケガに備える

所得補償保険

団体長期障害 所得補償保険

新・団体 医療保険*1

傷害総合保険

介護保険*3

動物病院従業員補償 傷害総合保険*2

ご本人やご家族(就業者)が
病気やケガで働けなくなった
ときの補償
(入院は初日から最長369日
自宅療養は支払対象外期間4日
の後最長1年間補償)

ご本人やご家族(就業者)が
長期に渡り、病気やケガで
働けなくなったときの補償
(支払対象外期間369日の後
最長70歳まで補償)

ご本人やご家族が
病気やケガにより
入院・通院・手術
したときの補償

ご本人やご家族が
ケガにより
入院・通院・手術
したときの補償

ご本人やご家族の
介護による費用を補償
したときの補償

動物病院の従業員が
仕事中にケガを
したときの補償

*1 医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約セット団体総合保険

*2 就業中のみの危険補償特約セット傷害総合保険

*3 介護一時金支払特約セット団体総合保険

動物病院の「什器・備品・医療機器」の損害に備える

動物病院

「什器・備品・医療機器」総合補償 (テナント総合保険)

下記損害に関する補償がセットされています。

- ①火災・爆発・風災・盗難・破損等の「偶然な事故」による動物病院の動産(設備・什器・備品等)の損害
- ②火災・爆発・風災・水災などの事故による動物病院やユーティリティー設備の損害による動物病院の休業損害
- ③火災・爆発・破損などが原因で建物オーナーに対して負担する賠償責任

(③は借用店舗の場合に補償対象となります。)

保険契約者 公益社団法人 日本獣医師会

このご案内は概要です。詳しい内容につきましてはパンフレットをご請求いただき、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

問い合わせ先

幹事代理店 株式会社安田システムサービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1
新宿エルタワー29F
TEL:03(3340)6497 FAX:03(3340)5700
受付時間 9:00~17:30(土・日・祝休)

引受け保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL:03-3349-5402 FAX:03-6388-0161
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝休)
損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

日本獣医師会福祉共済事業各保険の資料は下記幹事代理店までご請求ください。

なお、携帯電話からもご請求いただけます。右のQRコードからアクセスしてください。



SJNK19-10799 (2019.12.12)



獣医師の誓い—95年宣言

人類は、地球の環境を保全し、他の生物と調和を図る責任をもっている。特に獣医師は、動物の健康に責任を有するとともに、人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にある。

獣医師は、また、人々がうるおいのある豊かな生活を楽しむことができるよう、広範多岐にわたる専門領域において、社会の要請に積極的に応えていく必要がある。

獣医師は、このような重大な社会的使命を果たすことを誇りとし、自らの生活をも心豊かにすることができるよう、高い見識と厳正な態度で職務を遂行しなければならない。

以上の理念のもとに、私たち獣医師は、次のことを誓う。

- 1 動物の生命を尊重し、その健康と福祉に指導的な役割を果たすとともに、人の健康と福祉の増進に努める。
- 2 ヒューマン・アニマル・ボンド 人と動物の絆を確立するとともに、平和な社会の発展と環境の保全に努める。
- 3 良識ある社会人としての人格と教養を一層高めて、専門職としてふさわしい言動を心がける。
- 4 獣医学の最新の知識の吸収と技術の研鑽、普及に励み、関連科学との交流を推進する。
- 5 相互の連携と協調を密にし、国際交流を推進して世界の獣医界の発展に努める。

茨城県獣医師会会訓

1. 茨城県獣医師会は、会員の団結と和を基本理念とする伝承を継承して、秩序ある運営をはかり堅実な事業の発展を期する。
2. 茨城県獣医師会は、動物愛護を通じて社会貢献につとめ、同業相互協力の精神を保持する。
3. 茨城県獣医師会会員は、最新学術の研修につとめ、獣医師の誇りと品格を高揚する。

茨城県獣医師会会報 第93号 目次

<会務報告>

第18回定時総会の開催結果について	3
令和元年度正副支部長会議の開催結果について	5

<行政機関情報等>

茨城県におけるCSF発生予防の対応について	8
水戸市の中核市移行について	10
食品衛生法の一部改正に伴う茨城県食品衛生法施行条例の一部改正について	14
「令和2年度犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業」及び 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正について	16
涸沼のワイルズユースに向けた取り組みについて（その2）	18

<学術研究>

耳よりなお話 犬の外耳炎に対するアプローチ②	福井祐一	20
------------------------	------	----

<関係団体等情報>

乳牛の後肢蹄に関する調査と考察	茨城県農業共済組合連合会	23
-----------------	--------------	----

<部会・地区便り>

部会・支部等活動報告	27
------------	----

<随筆・隨想等>

人間からペットへコロナウイルスはうつりますか またその逆は起こりますか？	村田篤	36
ショーマン・プライド～まだ見ぬ景色を求めて～	高石慎也	38
HACCP制度と家畜・畜産物の安全性の向上	照山芳樹	41
馴染みの飲食店さんに聞いてください。「ハサップ」始めたの？	鈴木睦夫	43
老頭児獣医の回顧録から（7）	諏訪綱雄	46

<本会報告>

令和元年度茨城県獣医師会事業実施報告	49
令和元年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術学会賞」受賞について	56
ペット霊園「慈苑」合同葬墳墓新設について	58

<福利厚生事業>

会員の福利厚生事業報告	60
会員訃報	61
令和元年度新入会員紹介	61
令和元年度退会者	61
所属変更	62
令和元年度茨城県獣医師会員数	62

<動物名のルーツを探る>

シリーズ49 ウズラ	7
シリーズ50 ボラ	54

<編集後記>

第18回定期総会の開催結果について

第18回定期総会が令和2年3月26日(木)に「つくば国際会議場」において開催された。開催結果は以下のとおり。

【第18回定期総会の議事概要】

日 時：令和2年3月26日(木) 14時～14時45分
場 所：つくば国際会議場(つくば市竹園2-20-3)

【議事経過】

1 開会の辞	田中 宏和 副会長
2 物故会員に対する黙祷	
3 挨拶	宇佐美 晃 会長
4 議長選出	定款第16条により出席した正会員の中から選出 ・議長 橋本 邦夫(勤務退職者支部) ・副議長 飯村 昭次(第6支部)
5 議事録署名人	定款第20条第2項により出席理事が記名押印
6 書記任命	中野 真紀子(事務局)
7 議事	後記のとおり
8 閉会の辞	田上 宣文 副会長

【充足数報告】

本会総正会員数606名、うち本人出席者及び委任状提出者合計出席会員数は451名で過半数以上に達しており、本総会が成立する旨議長より告げられた。

…概要…

【宇佐美 晃 会長挨拶】

* 略

【議事】

決議事項・・・各議案は、原案どおり承認可決された。

第1号議案 令和2年度事業計画(案)及び同経費収支予算(案)について

●事業計画書(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

事務局から以下の1～4の事業と5の特記事項について説明があった。

- 1 動物愛護に関する公益事業
 - (1) 人獣共通感染症対策事業
 - ・狂犬病予防事業の推進
免疫率の向上、安定的なワクチン確保、啓発広報等
 - ・動物由来感染症対策の推進 他
 - (2) 動物愛護事業
 - ・ペット繁殖防止助成事業
…1,000頭助成
 - ・マイクロチップ普及促進事業
埋込み・登録各1,000頭助成
 - 令和2年度から登録助成対象は、会員獣医師が埋め込んだものだけとする。
 - ・各種動物愛護啓発事業等の推進
動物愛護フェスティバル、しつけ方教室の開催、動物愛護推進計画の支援 他
 - ・教育現場への支援事業
 - ・災害時動物救護事業
茨城県知事との協定に基づく活動の推進 他
- (3) 学術事業
 - ・令和2年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会等について
(令和2年9月6日(日) 栃木県総合文化センター 栃木県宇都宮市本町1-8において開催予定)
 - ・令和2年度日本獣医師会獣医学術年次大会等について

(令和3年1月22日(金)～24日(日) 神戸
国際会議場、神戸国際展示場 神戸市
中区港島中町において開催予定)

- ・獣医技術の調査、研修事業等 他

2 検査受託事業

茨城県からの受託事業として「と畜検査
補助事業」を含めて7つの事業を実施する。

- ・食の安全対策、公衆衛生関連事業
- ・獣医療、家畜防疫、動物由来感染症関
連事業
- ・野生動物の保護関連事業
- ・動物愛護関連事業

3 福利厚生事業

- (1) 指定獣医師共済基金の運営
- (2) 会員の親睦推進
- (3) 会員等の表彰

4 収益事業

動物愛護事業の一環として笠間市の動物
霊園を動物葬祭事業者へ賃貸

5 特記事項

厳しい財政状況のなか助成金の拡充や公
益事業を拡充するため、令和2年度も引き
続き役員報酬を20%減額する。(平成25年
4月1日から減額措置)

【役員等報償規程】第3条に基づき、在任期
間により慰労金を支給していたが、平成29
年7月20日開催の理事会において、経費節
減から役員報償規程を改正し、在任期間に
関わらず一律の記念品贈呈に改めた。】

●資金調達及び設備投資の見込額

1 資金調達の見込額

理事会の決議によって、運転資金として
5,000万円を限度に期中に金融機関から借
り入れることができる。

2 設備投資の見込み額

特記事項なし

●収支予算（令和2年4月1日から令和3年3 月31日まで）

事務局から収支予算（損益ベース）内訳表に

より公益目的事業（公1、公2）会計及び収益
事業会計、法人会計の区分により説明があった。

▽一般正味財産増減の部

経常増減の部

・経常収益計	337,673,354円
・経常費用計	345,102,811円
・当期経常増減額	- 7,429,457円

経常外増減の部

・経常外収益計	0円
・経常外費用計	0円
・当期一般正味財産増減額	- 7,429,457円

▽指定正味財産増減の部

・当期増減、期首及び期末残高	0円
----------------	----

▽正味財産期末残高

5,500,000円

※公益目的事業費率は88%、会費の公益目的
事業支出割合は45%

正副支部長会議等での意見を踏まえ、学術
事業等を強化するため部会活動費の増額、組
織強化費の運用方法を地域実情に合わせて改
善しました。

第2号議案 令和2年度会費等徴収額決定について
入会金、会費、協力費について原案どおり承認され
ました。

**第3号議案 令和2年度借入金の最高限度額に
ついて**

・短期運転資金として 借入金の限度額5,000万円
・取引金融機関 (株) 常陽銀行 茨城県信用農業協同組合連合会 (株) 筑波銀行

その他

なし

令和元年度正副支部長会議の開催結果について

◆第1回会議の概要

日 時：令和元年11月21日（木） 14時～16時15分

場 所：三の丸ホテル（水戸市三の丸2-1-1）

【議事経過】

- | | |
|---|-----------|
| 1 開会の辞 | 田中 宏和 副会長 |
| 2 挨拶 | 宇佐美 晃 会長 |
| 3 議題 | |
| (1) 動物愛護事業経過報告について | |
| (2) 狂犬病予防事業経過報告について | |
| (3) 令和元年度狂犬病予防業務推進並びに
動物愛護地域連絡会議報告について | |
| (4) その他 | |
| 獣医療体制整備関係 | |
| CSF(豚コレラ)・ASF(アフリカ豚コレラ)について | |
| 4 閉会の辞 | 田上 宣文 副会長 |

【議題】

1 動物愛護事業経過報告について

- (1) 令和元年度マイクロチップ埋込み助成
事業実施経過

(令和元年11月12日現在)

- ① 動物指導センター・ブロック等譲渡会
26頭(犬18頭、猫8頭)

- ② 動物病院での埋込み助成
789頭(犬362頭・猫427頭)
飼い主が茨城県内に在住し、会員動物
病院にてマイクロチップの埋込みを実
施した犬猫を対象として、1頭2,000
円を助成。

なお、先着1,000頭とした。

- (2) 令和元年度マイクロチップ登録助成事
業実施経過

(令和元年11月12日現在)

- ① 動物指導センター・ブロック等譲渡会
(登録料本会負担・同事務本会対応)
26頭(犬18頭、猫8頭)

- ② 動物病院での埋込み分助成(登録料本
会負担・同事務本会対応)
866頭(犬425頭・猫441頭)
※ ブリーダー等が販売目的で繁殖した
犬猫に対して、販売前に会員病院でマ
イクロチップを埋込んだ場合、本会助
成事業の対象外とする。(平成28年3
月24日(木)開催の動物愛護委員会)
- (3) 令和元年度犬猫避妊・去勢手術助成事業
(令和元年10月31日現在)
- ① 動物指導センター・ブロック等譲渡会
該当なし
(犬雌4,000円・雄3,000円
猫雌3,000円・雄2,000円)
- ② 動物病院での実施
961頭(犬避妊113頭、犬去勢97頭)
(猫避妊405頭、猫去勢346頭)
実施期間 9月1日から11月5日まで
助成額 一律 2,000円助成
犬猫の区別なく先着1,000頭
- (4) 令和元年度盲導犬に関する助成(令和元
年11月12日現在)
- ① 狂犬病予防注射料金の助成 9頭
② 診療費等助成 4頭
③ 日本盲導犬協会による学校キャラバン
への協力

2 狂犬病予防事業経過報告について

- (1) 令和元年度事故対策委員会

- ① 日 時：令和元年8月22日(木)
13時30分～15時30分
② 場 所：三の丸ホテル 4階 シエロ
③ 議 事：

副委員長に矢部康男委員を選任した
令和元年度狂犬病予防注射事故について
・発生状況や事故に対する対応（4件審議）
・注射事故に係る診療費及び見舞金等の検討

【結果】

令和元年度狂犬病予防注射事故について
・発生状況や事故に対する対応（4件審議）
提出された4件の報告内容について
検討した結果、経費についてはいずれ
も概ね実費相当での申請金額となっ
ているため申請総額18,468円について
全額交付を決定した。

その他委員意見情報共有

- ・平成30年度事故案件に際しての意見
- 集合注射実施日における、当番病院
(事故対応待機病院)を決めておくこ
との必要性(会員の情報共有)
- 事故発生の際に市町村へ連絡するよう
注射会場で飼い主への啓発の実施
- 休日に体調不良等の連絡が市町村に
あった場合、当直職員から担当課職員
への連絡、さらに、担当職員から担当
獣医師への連絡が取れるよう、事故時
対応連絡網の策定・構築の必要性

3 令和元年度狂犬病予防業務推進並びに 動物愛護地域連絡会議報告について

① 鹿行地域（第4支部）

開催期日 令和元年11月6日（水）14時から
「行方合同庁舎 2階 大会議室」
4市・獣医師会第4支部

② 県西地域（第9・10支部）

開催期日 令和元年11月8日（金）14時から
「筑西合同庁舎分庁舎 3階 大会議室」
10市町・獣医師会第9・10支部

③ 県南地域（第5・6・7・8支部）

開催期日 令和元年11月14日（木）14時から
「霞ヶ浦環境科学センター
多目的ホール」

13市町・獣医師会第5・6・7・8支部

④ 県北地域（第1・2・3支部）

開催期日 令和元年11月15日（金）14時から
「三の丸庁舎 3階 会議室」
12市町村・獣医師会第1・2・3支部

主な意見・要望事項

- 狂犬病予防注射事業
 - ・集合注射接種率が低下していることから
他市町村の有効的な実施方法等があれば
お知らせいただきたい旨の要望がありま
した。
 - ・集合注射会場において飼い犬等の接種状
況を動画撮影しSNS等に掲載する事例が
ある。対応についての意見、要望があり
ました。
 - ・集合注射会場において飼い主間のトラブ
ル対応についての意見がありました。
- 動物愛護事業
 - ・殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業の
地域猫不妊去勢手術費補助を受けた猫の
取り扱い等についての質疑
 - 事業の確認、愛護活動団体対応、申請書取
り扱い、多頭飼育者問題、市町村対応 など
- 災害時のペット同行避難について
 - 台風19号発生時のペット同行避難にかか
る市町村等対応について
- 市町村が保護犬のマイクロチップ読み込
み後の飼い主情報確認法について

4 その他

【獣医療体制整備関係】

関係支部長から次の指導があった。

CSF（豚コレラ）・ASF（アフリカ豚コレラ）対
策について

疾病の概要

発生概要

国及び県の防疫対策概要

CSF（豚コレラ）ワクチン接種

野生イノシシCSF検査状況

茨城県「豚コレラ侵入防止緊急対策事業」の概要

◆第2回会議の概要

日 時：令和2年1月29日（水）
14時～16時15分
場 所：三の丸ホテル 4階 シエロ

（2）応札会社…2社

- ・アクティ（株）茨城営業所（水戸市）
 - ・森久保薬品（株）茨城事業部（下妻市）
- （3）落札会社
森久保薬品（株）茨城事業部（下妻市）

【議事経過】

- 開会の辞 田中 宏和 副会長
- 挨拶 宇佐美 晃 会長
- 議題
 - 令和2年度狂犬病予防注射消耗器材について
 - 令和2年度事業計画（案）及び予算の骨子（案）について
 - その他
- 獣医療体制整備関係
 - 本県におけるCSF（豚コレラ）対策について
- 閉会の辞 田上 宣文 副会長

【議題】

1 令和2年度狂犬病予防注射消耗器材について

令和2年1月23日（木）、本会会館会議室にて当該器材の入札を実施したところ、2社の応札があった。

なお、入札条件は安定したワクチン確保及び品質管理等のため従前の競争入札時の条件と同様としたことなど協議結果等を報告確認した。

（1）通知会社…5社

茨城県動物薬品器材協会員で狂犬病予防液の販売取扱可能な会社

2 令和2年度事業計画（案）及び予算の骨子（案）について

〔詳細は「第18回定時総会の開催結果について」を参照願います。〕

正副支部長会議等での意見を踏まえ、学術事業等を強化するため部会活動費の変更、組織強化費の運用方法を地域実情に合わせて改善しました。

3 その他

【獣医療体制整備関係】

関係支部長から次の指導があった。

本県におけるCSF（豚コレラ）対策について

- 野生イノシシ防護柵設置の推進（豚コレラ侵入防止緊急対策事業）
県内410農場のうち事業対象となった371農場の対応状況について
- 野生イノシシ経口ワクチン散布状況
- CSF（豚コレラ）ワクチン接種について
接種の基本的考え方、日程、免疫付与確認検査、追加接種方法等
ワクチン接種の動員人数と班編成
獣医師会員の民間家畜防疫員としての協力要請など

動物名のルーツを探る（シリーズ49 ウズラ）

ウズラ 鶉



鶉の語源は、鳴き声によるもの、朝鮮語から名付けられたなど、いろいろの説がある。古書『東雅』によると、鶉とは、フとかウとか言われているが、ウとは草むらのことを指し、ツラとは群れのことを言う。このウとツラが「ウズラ」になったとしている。更にウズラの別名をカヤクキと言うが、カヤは草のことでクキと入ることを言う。このことからカヤクキの名が出たものである。

さらに鶉の他の名称は、ムギドリ・ユキドリの名前がついている。鶉はキジ科の鳥で世界的に分布している。

英名 クエイル 仮名 カーユ 独名 ヴァハテル

茨城県におけるC S F発生予防の対応について

茨城県農林水産部畜産課

1 発生状況

平成30年9月9日に、国内で26年ぶりに発生したC S Fは、その後発生が拡大し、養豚場においては、岐阜県、愛知県、長野県、大阪府、滋賀県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県及び沖縄県で発生が確認されています。(58事例、約16.5万頭) (3/26現在)

また、野生イノシシについては、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、埼玉県、群馬県、山梨県及び静岡県の12県で陽性が確認されています。(3/19現在)

2 本県での対応

(1) 防護柵設置事業

*イノシシ等野生動物を農場敷地内に侵入させないための防護柵設置の取り組みを支援しており、補助事業の対象となる371農場のうち、約9割の345農場で整備済み及び着工済みとなっています。(4/3現在)

(2) 野生イノシシへの経口ワクチンの散布

*C S Fウイルスの県内への侵入を防止する目的で野生イノシシ用経口(餌)ワクチンの散布を実施しています。

① 敷布市町村：大子町、常陸大宮市、城里町、笠間市、桜川市、石岡市、古河市、境町、五霞町、坂東市(野生イノシシの生息数が多い栃木県境及び埼玉県・群馬県と近接している利根川河川敷沿いの10市町)

② 敷布期日：1/23～1/31、2/20～2/28

③ 敷布方法：合計約10,000個のワクチンを各回約250か所に散布。

④ 敷布体制：県職員、猟友会、市町村職員が共同で実施。

(3) 豚へのワクチン接種

*養豚場でのC S Fの発生を予防するため、飼養豚へのワクチン接種を行っています。

ア. 初回全頭接種

① 対象：県内の飼養豚約46万頭(4/1現在約18万頭に接種)

② スケジュール：2/17～5月上旬

③ 接種体制：県の家畜防疫員(農林水産部・保健福祉部獣医師)を中心に民間家畜防疫員(県獣医師会員他)、農林事務所、市町村の職員も動員し、1日最大18班51名体制で毎日実施しています。

イ. 2回目以降定期接種

① 対象：初回全頭接種時の哺乳豚、その後出生した豚及び繁殖豚

② スケジュール：毎月1回、各農場を巡回して実施しています。(3/17～)

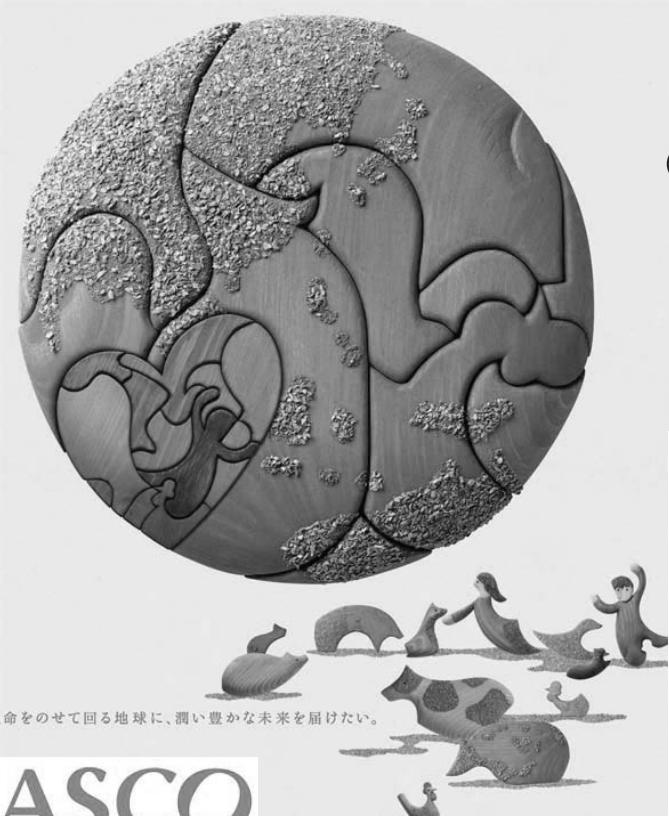
3 今後の対応

- * 経口ワクチンについては、捕獲若しくは死亡したイノシシの抗体検査を行いながら、引き続き実施してまいります（今後、春季（5月）、夏季、冬季の実施も予定）。
- * 豚へのワクチン接種については、全頭接種終了以降も必要な人員を確保しながら計画的に行ってまいります。
- * また、家畜防疫員以外によるワクチン接種が可能となるようCSF防疫指針を見直すことやASFの早期のワクチン開発などについて引き続き国に働きかけてまいります。
- * そのほか、飼養衛生管理基準（豚）が改正され、養豚場での防護柵、防鳥ネットが11/1から義務化されることから設置を指導するとともに整備状況を把握し、飼養者を対象に補助事業の要望調査を行ってまいります。

現在もCSFの侵入の可能性が高い状況であり、引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期摘発のための監視の強化に万全を期すようお願いします。

CSFは、豚やイノシシの病気であって人に感染することはなく、仮にCSFにかかった豚の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

農林水産部畜産課 家畜衛生・安全G 担当補佐 高橋 （TEL：029-301-3982 内線3980）



株式会社 **アスコ**
<http://www.asco.sala.jp>

国内広域展開の動物用医薬品ディーラー
人と動物の健やかな共生環境づくりに貢献します

本社

〒441-8021
愛知県豊橋市白河町100番地

TEL 0532-34-3821
FAX 0532-33-3611

営業所
所在地

- ・東日本支店
児玉、前橋、松本、旭、茨城、栃木
東京、大宮、宮城、福島
- ・中日本支店
豊橋、安城、浜松、沼津、岐阜、名古屋
- ・西日本支店
広島、福山、山口、米子、岡山
大阪、京都

水戸市の中核市移行について

水戸市保健医療部 前 田 亨

はじめに

水戸市では平成27年3月に開かれた市議会定例会において市長が中核市移行を表明して以降、保健所及び動物愛護センターの開設や関係条例の整備等を進めてきましたが、令和2年4月1日に予定どおり中核市に移行しました。

それに伴い、保健福祉部を新たに福祉部と保健医療部の2部体制に再編し保健医療部内に、水戸市保健所及び動物愛護センターを設置し、市保健センターで行ってきた乳幼児の検診、予防接種等や休日夜間緊急診療所の運営に加えて、これまで県が担ってきた感染症対策や食品衛生、環境衛生、動物の愛護管理などの総合的な保健衛生サービスに取り組みます。

水戸市保健所は、これまでの保健センターを改修していますので東側に茨城県中央保健所が隣接しております。同じ敷地内に県と市の保健所が隣り合っていますので、誤って申請窓口等を間違えたとしても少々のタイムロスで済んでもしまうかもしれません。

また、狂犬病予防法や動愛法に基づく犬猫の引取り及び負傷動物等の収容業務を行う動物愛護管理推進の拠点として、水戸市動物愛護センターを市立河和田小学校の隣を挟んだ東側に開設しました。

事務棟については、旧水戸市療育センターを改修し用いていますので保育所施設の間取りになっております。動物棟については、近県の中核市を参考に新築しましたが、一体的に整備できなかったことから使い勝手が劣ることは否めません。

県動物指導センターは、県内全ての動物取扱業を所管する等、基本的に県全域を相手に業務を行っておりますが、それに比べ水戸市は愛護センターから一番遠い大洗町寄りの旧常澄町まででも1時間以内で行けてしましますし、業務量も格段に少ない状況となります。これを踏まえて、適正飼養に関するきめ細かい指導やマイクロチップの普及促進など獣医師会とより緊密に連携し取り組んでいきたいと考えています。

なお、犬の登録、予防注射の業務は愛護センター1か所で行うこととしました。今まで、常澄保健センター及び内原保健センターでも一部の事務を行っていたところですが、中核市移行に伴い業務を集約しましたのでご協力お願いします。

このように、中核市移行により変更点等がございますので、会報誌を利用させていただき、県から市に変更になった届出等の窓口や動物愛護センターの主な事業についてご案内します。



水戸市保健所

1 保健所の組織について

保健所は保健総務課、保健衛生課、地域保健課及び保健予防課の4課体制とし、保健衛生課において動物愛護センターを所管しています。

保健医療部 124人		
保健医療部長(事務)		
保健所 92人		
保健所長(医師)		
保健総務課 18人		
課長 課長補佐 医事薬事室長 地域医療対策室長	総務係 7人 休日夜間緊急診療所	○主な業務 (1) 保健所及び休日夜間緊急診療所の施設の管理 (2) 休日夜間緊急診療所の運営 (3) 人口動態調査、国民生活基礎調査、医療施設調査 (4) 医療従事者免許の申請受理、免許証の交付 (5) 献血に関すること
	医事薬事室 6人	(1) 診療所・助産所の開設許可、届出受理、監視指導 (2) 病院の開設許可申請の受理、知事への送付 (3) 施術所や歯科技工所の開設届の受理、監視指導 (4) 薬局の開設許可、届出受理、監視指導 (5) 毒物劇物販売業の登録、届出受理、監視指導 (6) 麻薬小売業者の免許、届出受理
	地域医療対策室 1人	(1) 地域医療に関すること
保健衛生課 28人		
課長(獣医師) 課長補佐(獣医師) 課長補佐(事務) 動物愛護センター所長 (獣医師)	環境衛生係 5人 食品衛生係 6人 衛生検査係 4人 食肉検査係 5人 動物愛護センター 4人	(1) 理容所、美容所、クリーニング所の届出受理、検査、監視指導 (2) 旅館業、公衆浴場、興行場等の許可、届出受理、監視指導 (3) 温泉利用の許可、監視指導 (4) 特定建築物の届出受理、監視指導 (5) 遊泳プールの届出受理、指導 (6) 飲用井戸等に関すること (1) 食品営業の許可、届出受理、監視指導 (2) 食中毒の調査、予防啓発 (3) 食品の収去検査 (4) 食品の自主回収の報告受理 (5) 食品衛生責任者の設置届の受理 (1) 衛生上の試験検査 (1) と畜検査 (1) 動物の適正飼養の推進 (2) 動物愛護の普及啓発 (3) 野良犬及びけい留されていない犬の捕獲 (4) 負傷した犬、猫等の收容 (5) 収容した犬及び猫の返還、譲渡 (6) 多頭飼養の届出受理 (7) 飼い方や困りごとの相談
地域保健課 29人		
課長 課長補佐 2人	保健政策係 4人 母子保健係 10人 健康増進係 10人 常澄保健センター 1人 内原保健センター 1人	(1) 小児慢性特定疾病医療費の助成 (2) 特定不妊治療費の助成 (3) 未熟児養育医療費や不育症治療費の助成 (1) 母子健康手帳の交付 (2) 乳幼児教室の開催、健康相談及び訪問指導 (3) 妊産婦及び乳幼児の健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問 (1) 健康手帳の交付 (2) 生活習慣病予防教室等の開催 (3) 健康相談及び訪問指導 (4) 健康診査及びがん検診 (5) 特定給食施設及び小規模給食施設の設置届の受理 (6) 給食施設状況報告書の受理 (7) 喫煙可能室設置施設の届出受理 (1) 感染症の発生届の受理、感染症予防 (2) 結核予防、検査、医療費の給付 (3) 性感染症及びエイズ検査、相談 (4) 肝炎治療費助成の申請受理 (5) 原子爆弾被爆者の各種手当の申請受理、健康診断 (6) 予防接種の実施 (1) 精神保健及びひきこもり相談
保健予防課 16人		
課長 課長補佐 2人	予防衛生係 7人 精神保健相談係 6人	
国保年金課 31人		

2 関係する主な届出先等について

水戸市内の動物病院の行政機関への届出先等が県から市へと次のとおり変更になりました。

(1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第13条関係

タヌキ等の重症急性呼吸器症候群(SARS)、プレーリードッグのペスト、鳥類に属する動物のウエストナイル熱、犬のエキノコックス、鳥類に属する動物の鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)、その他の5疾病を診断した獣医師の疾病にかかった動物の所有者情報等の届出について

→ ○ 水戸市保健所保健予防課 ☎ 029-243-7315

(2) 「狂犬病予防法」第4条、第5条関係

犬の登録と鑑札の交付及び狂犬病予防注射済票交付事務について

→ ○ 水戸市動物愛護センター ☎ 029-350-3800

閉館日：日曜日、月曜日、祝日、年末年始

(3) 「狂犬病予防法」第8条関係

狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等について、診断又は死体を検査した獣医師の届出について

→ ○ 水戸市保健所保健衛生課 ☎ 029-243-7328

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第9条関係

麻薬施用者免許申請 記載事項変更の届出について

→ ○ 水戸市保健所保健総務課医事薬事室 ☎ 029-243-7329

なお、獣医療法第3条関係(診療施設の開設、変更、廃止等の届出)や獣医師法第22条関係(就業状況等の農林水産大臣への届出)については、今までどおり「茨城県県北家畜保健衛生所」です。

3 動物愛護管理施策等について

水戸市では、市民と市が相互に連携を図りつつ各種の取り組みを進めることにより、人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るとともに、市の中心部に近い立地条件を生かして多くの市民に親しまれる動物愛護センターを目指しています。その取り組みの一例として、開館日を火曜日から土曜日とし、市民が利用しやすい環境を作りました。また、訪れた市民が収容棟に飼養されている犬を屋外からでも見学できるような工夫も施されています。

(1) 水戸市における犬の飼養状況等について

令和2年2月1日現在の世帯数は122,334世帯で犬の登録頭数は令和元年12月末時点で12,065頭、そのうち特定犬が172頭登録されています。平成30年度、水戸市から県動物指導センターに収容された犬は約60頭、猫は約180頭だったことからこれを踏まえて動物愛護センター保護施設の設計を行っております。



動物愛護センター

(2) 負傷動物応急救護治療業務委託について

動愛法第36条に規定する負傷動物等の収容については水戸市内の動物病院と水戸市が個別に業務委託を締結いたします。動物愛護センターでは、委託動物病院へ搬送し応急処置を施していただいた後、動物棟にて治療を継続します。

(3) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助

野良猫（飼主のいない猫）の不要な繁殖を防ぐため、捕獲して不妊去勢手術を施し元の場所に戻す取り組み（TNR：Trap/Neuter/Return）について、経費の負担が発生する不妊去勢手術費の一部を補助します。受け入れ可能な動物病院との調整及び実施者との調整を行う必要があるため市内の動物病院にご協力をいただき実施します。

動物愛護センターでは明らかに所有者のいない猫であることを条件として、実施者に猫の捕獲箱を貸し出し、関係者との調整後、動物病院への搬送を指示し手術となります。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助額

雌 10,000円

雄 7,000円

(4) 飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術費補助

犬に対しては登録及び狂犬病予防注射事業推進のため既に飼い主に対して不妊去勢手術費用の一部を補助していますが、新たに、猫の飼主に対しても手術費用の一部を補助します。なお、手術を実施する動物病院は今までどおり市内市外を問わず行います。

飼い犬、飼い猫の不妊去勢手術費補助額

雌 4,000円

雄 3,000円

(5) 譲渡した犬猫の検診費用補助

水戸市動物愛護センターに収容された犬又は猫の里親になった新たな飼い主が、動物病院で初めて健康診断を受けた際の検診費用について1回5,000円、年2回の範囲内で補助します。健康診断の内容は血液検査、レントゲン検査及び腹部超音波検査等で市内の動物病院での検診を補助の条件としています。

おわりに

本県においても新型コロナウイルス感染症患者が確認されつつある状況の中、各保健所が行動計画に基づき予防対策の最前線で業務に取り組んでいるところですが、水戸市におきましてはこの最中に保健所を開設し、県保健所と同等の機能及び危機管理能力を発揮しなければならないという試練にさらされております。

昨年4月に、甲府市及び山形市が中核市移行したことから昨年末に当該保健所等の視察を行ってきたところですが、生活衛生又は感染症の担当課長からは、「開設以降、何故か食中毒事故がない、ノロウイルス感染症等についても発生がほとんど見られなく平穏に業務を遂行している。強いて言えば、動物愛護の関係で対応が厄介だった事例があった。」と言った話を伺い、水戸市の開設時も恐らくそうであろうと推測していましたが想定外の事態になってしまいました。

専門知識を有する職員の人材育成及び条例等の整備は行ったとはいえ、経験や実践的な面が欠けているのは言うまでもありません。

これから様々な経験を積んで市民サービスの向上に努めてまいりますので、当分の期間、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に私事で恐縮ですが、平成31年3月に県庁保健福祉部生活衛生課を退職し同年4月から水戸市保健福祉部に在職しております。皆様方には大変お世話になりました。今後とも引き続き、公衆衛生行政等の推進にご協力をお願いします。

食品衛生法の一部改正に伴う 茨城県食品衛生法施行条例の一部改正について

茨城県保健福祉部生活衛生課 食の安全対策室

1 はじめに

食をとりまく環境の変化や国際化に対応し、食品の安全を確保するため、食品衛生法の一部が改正されました。

これに伴い、茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正しましたので、お知らせします。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）の概要

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）の概要

改正の趣旨

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うこととともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力をを行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP(ハサップ) *に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年)

1) 施行期日

政令により施行期日は令和2年6月1日施行と定められました。ただし、次の規定に係る施行日は、以下のとおりです。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 広域的な食中毒事案への対策強化 | → 平成31年4月1日施行 |
| 5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設 | → 令和3年6月1日施行 |
| 6. 食品リコール情報の報告制度の創設 | → 令和3年6月1日施行 |

2) HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化について【令和2年6月1日施行】

改正前の食品衛生法においては、営業施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置の基準である「管理運営基準」※1について、条例で定めるとされていましたが、法改正により、厚生労働省令で一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理を定めることとなりました。

表1 食品衛生法改正前後の管理運営基準に係る根拠規定等の違い

	改正前	改正後
根拠規定	食品衛生法第50条第2項	食品衛生法第50条の2第2項
基準の策定	厚生労働省のガイドラインを参考に都道府県等が条例で規定	厚生労働省が省令で規定
内 容	以下のいずれかを選択 (1) HACCP導入型基準 HACCPに基づく衛生管理 (2) 従来型基準 一般衛生管理によるもの	HACCPに沿った衛生管理 原則すべての食品等事業者に適用 (適用除外) ・食品の輸入業 ・常温の包装食品の販売業 ・常温での貯蔵、運搬業 他

※1 管理運営基準

管理運営基準とは、食品衛生法第50条第2項に定められた「営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講すべき措置に関する基準」をいう。

3 茨城県食品衛生法施行条例の一部改正について

1) 条例改正の理由

上記2-2) のとおり、食品衛生法の一部改正により、管理運営基準を厚生労働省令で定めることになったことに伴う所要の改正を行いました。

2) 条例改正の主な内容

① 制度の本格導入に向けて、改正食品衛生法施行後1年間の経過措置期間においては旧基準（改正前の食品衛生法第50条第2項に基づき都道府県が条例で定めた基準）が適用されることから「茨城県食品衛生法施行条例」における管理運営基準を定める根拠条文を改正しました。

② 用語の整理（業種名等）

- ・「魚介類せり売り営業」 → 「魚介類競り売り営業」
- ・「魚肉ねり製品製造業」 → 「魚肉練り製品製造業」
- ・「醤油^{しょう}製造業」 → 「しょうゆ製造業」
- ・「めん類製造業」 → 「麺類製造業」

4 茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の施行日

令和2年6月1日に施行されます。

5 今後の食品関係条例の改正予定について

令和3年6月1日に施行される「営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」や「食品リコール情報の報告制度」について、改正法の施行に向けて関係条例の改廃等を予定しております。

令和2年度犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業及び 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正について

茨城県保健福祉部生活衛生課

県獣医師会会員の皆様方におかれましては、日頃より動物愛護管理行政の推進に多大なる御協力、御尽力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、平成28年12月に議員提案条例として制定された「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」の趣旨を踏まえ、令和2年度に県が実施する犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業及び、令和元年第4回並びに令和2年第1回茨城県議会定例会にて議決された「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正についてご紹介いたします。

1 犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業について

犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業は平成29年度から開始し、4年目となります。当事業は、茨城県動物指導センター（以下、「センター」という。）に収容する犬や猫の頭数を減らす、いわゆる入口対策にあたる「犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業」と、センターに収容された犬や猫の譲渡を推進して殺処分頭数を減らす、いわゆる出口対策にあたる「譲渡犬猫サポート事業」に分かれています。

令和2年度の事業内容につきましては、以下のとおりとなります。

犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業

（1）犬猫殺処分ゼロを目指す県民意識醸成事業[継続事業]

ポスター、チラシ等の啓発資材を作成するとともに、県獣医師会、県内市町村、動物病院、動物取扱業者（ブリーダー、ペットショップ等）及び動物専門学校等に配付し、県が殺処分ゼロを目指すための取り組みや寄付金を募集することを周知します。

（2）地域猫活動推進事業[継続事業]

飼い主のいない猫の対策として地域猫活動に取り組む市町村や地域を支援するため、捕獲器の貸与や不妊去勢手術券を発行し、不妊去勢手術の補助等を実施します。

なお、不妊去勢手術券は、民間の動物病院にて使用するものです。今年度の不妊去勢手術券で助成できる1頭あたりの金額は、雄猫7,000円、雌猫10,000円となります。

動物病院の先生方におかれましては、県民から地域猫に関する相談があった際には御協力をお願いします。

（3）犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業[継続事業]

犬猫殺処分頭数の減少に資する取り組みを行う団体を支援するため、取り組みを公募し、審査会での審査を経て選定された事業へ活動資金を補助します。

なお、補助額は一事業につき上限50,000円とします。

（4）適正飼育指導員設置事業[継続事業]

犬猫の収容頭数の多い鹿行地域をモデルとし、人員を2名配置して、放し飼いの指導など適正飼養に関する集中的な監視指導を実施し、犬猫の収容頭数の削減を図ります。

譲渡犬猫サポート事業

(1) 譲渡犬猫の飼育管理費補助事業[継続事業]

センターから犬や猫を譲り受け、新たな飼い主を探す活動を行っている団体、個人等（譲渡先として登録されている者に限る）に対し、犬や猫の飼養管理費の一部を補助し、譲渡頭数の増加と団体等の負担軽減を図ります。

なお、補助額は、犬又は猫の譲り受け1頭につき上限5,000円とします。

(2) 譲渡犬猫の不妊去勢手術実施事業[継続事業]

センターから譲渡する犬猫について、譲渡前にセンターで不妊去勢手術を施すことや、民間の動物病院で受ける不妊去勢手術について、手術券を発行し、不妊去勢手術を推進するとともに譲渡頭数の増加を目指します。

なお、不妊去勢手術券は、前述の地域猫活動推進事業と同様、民間の動物病院にて使用するものです。今年度の不妊去勢手術券で助成できる1頭あたりの金額は、雄犬22,000円、雌犬33,000円、雄猫15,000円、雌猫22,000円となります。

動物病院の先生方におかれましては、動物愛護団体等から相談があった際には御協力をお願いします。

(3) ドッグトレーニング実施事業 [新規事業]

問題行動（無駄吠え、人慣れしていない等）により、適正な譲渡先が見つからず、センターに長期間収容されている犬について、動物専門学校等からドッグトレーニングの講師を招来し、躾トレーニングによる譲渡適性の向上を行い、譲渡頭数の増加を図ります。

2 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正について

(1) 令和2年4月1日より水戸市が中核市指定されたことに伴い、県の実施していた動物愛護行政の一部が移譲されます。このことを踏まえ、令和元年第4回茨城県議会定例会にて、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正を行いました。

施行日は令和2年4月1日となっています。

改正の概要

水戸市にて制定した「水戸市動物の愛護及び管理に関する条例」を踏まえ、動物愛護条例に適用除外を追加する 等

(2) 令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部が改正されたことを踏まえ、令和2年第1回茨城県議会定例会にて、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正を行いました。

施行日は令和2年6月1日となっています。

改正の概要

「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の用語の整理並びに引用条項の修正 等

3 最後に

県民への動物愛護意識の普及啓発や各種施策の実施におきましては、県内の獣医師の先生方の御協力なくして為し得ないものと考えております。条例の趣旨や事業の目的等を御承知のうえ、御協力をお願いいたします。

涸沼のワイスユースに向けた取り組みについて（その2）

茨城県県民生活環境部自然環境課

前号（第92号）では、ラムサール条約への登録実現に向けた地元の活動を中心に説明しましたが、今回は、ラムサール条約登録後のワイスユースの取り組みについてご紹介します。

4 ラムサール条約の「3つの柱」に基づく取り組み

多くの水鳥が利用する湿地を保護するための国際条約である「ラムサール条約」。この条約では、①保全・再生 ②ワイスユース（賢明な利用） ③これらを促進する「交流・学習（CEPA）」が3つの柱となっており、条約に登録された湿地では、この3つの柱に基づき、さまざまな取り組みが行われています。

5 潟沼での取り組み

涸沼でも、ラムサール条約への登録を契機として、県や沿岸の鉾田市、茨城町、大洗町を始め、観光、商工、農協、漁協などの関係者で構成する「涸沼ラムサール条約推進協議会」と、「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」の2つの団体を中心に、両団体が連携しながら涸沼の魅力を県内外に発信し、ワイスユースの取り組みを積極的に行ってています。（両団体の概要は以下のとおり）

名 称	涸沼ラムサール条約推進協議会	ラムサール条約登録湿地ひぬまの会
設置目的	ラムサール条約への登録推進	涸沼を活かした広域観光の推進
設置年月	平成26年8月	平成28年1月
会 長	茨城県知事	茨城町長
構成団体	県、鉾田市、茨城町、大洗町、観光協会、商工会、農協、漁協、環境団体 等	鉾田市、茨城町、大洗町、観光協会、商工会、漁協、環境団体、金融機関 等
事 業	・涸沼の自然環境の保全 ・涸沼の賢明な利用	・涸沼の保全・再生 ・涸沼の賢明な利用 ・涸沼に関する交流・学習 ・涸沼及び周辺の観光 ・涸沼及び周辺の地域振興

※涸沼のラムサール条約登録は平成27年5月。

（1） 県外でのPR活動

県外のラムサール条約登録湿地や、人が多く集まる道の駅等において、涸沼の美しい風景を始め、オオワシやスズガモ、オオセッカやミサゴといった涸沼に生息する野鳥の写真展示等を行い、多くの方々に涸沼の魅力をPRしています。

平成30年度は、涸沼の特産品であるヤマトシジミを使用したシジミ汁をふるまい、好評をいただいたほか、令和元年度は、会場に実寸大のオオワシの記念撮影パネルを設置することで注目を集め、来訪者の増加に寄与しました。

（2） 野鳥観察会、歩こう会の開催

毎年11月頃に涸沼歩こう会を開催しています。茨城町ウォーキングの会の協力のもと湖畔を約8km歩き、秋の澄んだ空気を体感しながら、涸沼の魅力を満喫していただいています。

また、野鳥観察会は年4回開催しており、特に8月末から9月上旬にかけて実施している「ツバメのねぐら入り」観察会では、数千羽～数万羽のツバメが日没から日の出までを過ごす場所の「ねぐら」に向かって一斉に舞い降りる様子を見ることができ、圧巻です。

冬の「野鳥観察会」では、本県内で唯一の越冬地である涸沼に毎年飛来している「オオワシ」を始め、「スズガモ」などの貴重な鳥を観察することができます。

6 今後の見通し・展望

環境省では、現在、涸沼沿岸に水鳥・湿地センターの整備を進めています。この施設は、ラムサール条約に登録されている特に水鳥が飛来する湿地において、展示や映像等による来訪者への解説や普及啓発、水鳥及び湿地の観察、調査研究等のワイスユース推進の拠点となるもので、全国に11カ所が整備されています。県ではこれまで、地元市町、関係団体とともに、環境省に対し、その整備を強く働きかけてきましたが、涸沼が関東地方唯一の汽水湖であり、貴重な動植物が生息する豊かな自然環境に恵まれていることや、環境保全に向けた地元の熱心な取り組み等が高く評価され、整備されることとなったものです。(今年2月に基本構想・基本計画が策定されました。)

完成すれば、ワイスユースの推進や環境活動の拠点となることはもとより、新たな観光拠点が誕生し、涸沼の活性化にも大いに寄与するものと期待されます。

県としましては、水鳥・湿地センターの完成を視野に入れ、今後、県内のPR活動や涸沼の利用者へのマナー啓発を新たに行いながら、地元市町と一緒にとなって涸沼の保全とワイスユースにしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

【参考】

～ラムサール条約の3つの柱～

①保全・再生

湿地は、さまざまな動植物の生息地として重要なばかりでなく、私たちの暮らしを支える大切な資源でもあります。条約では、湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であり、湿地の喪失は取り返しのつかないことであると認識し、将来にわたって湿地を保全していくことを呼びかけています。

②ワイスユース

湿地は、私たちの身近にあり、人間の生活環境や社会活動と深い関わりを持っています。このため、ラムサール条約では、人間の行為を厳しく規制して湿地を守っていくのではなく、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように湿地を活用する「ワイスユース」を進めることを謳っています。

「ワイスユース」は、健康で心豊かな暮らしや産業などの社会経済活動とのバランスが取れた湿地の保全を推進し、子孫に湿地の恵みを受け継いでいくためのとても重要な考え方なのです。

③交流・学習（CEPA）

湿地が提供するさまざまな恵みや湿地が持つ価値については、人々にまだ十分認識されていないのが実情です。湿地の保全とワイスユースを進めるためには、まず湿地に関わりを持つ様々な関係者に対して普及啓発活動を行い、湿地の自然環境に親しむ機会や、湿地の働きや重要性について理解する機会を提供することが重要です。

また、これらの活動を支援し促進するため、関係者が互いに情報や経験を共有し、連携・協力する仕組みを設けることも大切です。

耳よりなお話 犬の外耳炎に対するアプローチ②

第7支部 福井祐一

前号（第92号）で犬の外耳炎について総論的なことを書かせていただきましたが、全く反響がなかったので「この原稿書く意味あるのかな？」と思いながら筆をとっています（実際はキーボードを打っています）。もし本稿を読んでくださっている奇特な方がいましたら「読んだよ！」と言っていただけると幸いです。質問も受け付けていますので、komachianimalhospital@gmail.comまでメールをいただけますとありがとうございます。今回は点耳薬の使い方を中心に私なりの外耳炎治療法をまとめさせていただきます。

1. 主因に基づいた外耳炎のアプローチ

一過性の外耳炎であれば、前号で紹介したようにまず耳道内をきれいにして、点耳薬を1週間つけてもらったら治るはずです。それで治らない場合や外耳炎を繰り返す場合は漫然と同じ治療を繰り返すのではなく、前号で紹介したPSPP分類に沿って診断を進めていく必要があります。まずは外部寄生虫の除外から始めますが、外耳炎の原因になる耳ダニとニキビダニはイソオキサゾリン系駆虫薬（ネクスガード、ブラベクト、シンパリカ、クレデリオ）で駆虫できるので、ノミマダニ予防もかねて投与します。

1) 初発が6か月未満の犬の場合

食物アレルギーを疑う必要があります。外耳炎は食物アレルギーの55%で発生するとされています（Picco et al. 2008）。食物アレルギー診断は除去食試験によって行います。アレルギー検査（IgE検査およびリンパ球反応検査）は参考にはなりますが、アレルギー検査が陰性だからといって食物アレルギーがないとはいえないで、可能であれば必ず除去食試験を実施すべきです。除去食試験で問題になるのは、①どのフードを使うか？②どれくらいの期間実施すべきか？だと思います。①フードの種類はこれまでその犬が食べたことのない原料でできたものを使うべきです。ただ表記されていない原料が混入しているフードが多々あるため（Olivry et al. 2018）、理想は手作り食ですが難しい場合は療法食を選択しましょう。②期間については診断率が4週間では6割程度ですが5週以上では9割になるという報告（Olivry et al. 2015）があるので、可能なら5・6週間は続けてもらいましょう。

2) 初発が2～3歳までの犬の場合

アトピー性皮膚炎を疑う必要があります。外耳炎はアトピー性皮膚炎の83%で認められ、またアトピー性皮膚炎の24%は最初の症状が外耳炎だったという報告があります（Favrot et al. 2012）。外耳炎に対してはアトピー性皮膚炎の新たな治療薬であるアポキルやサイトポイントはあまり効かないと言われています。後述するステロイド含有点耳薬をうまく使って、重症例にはステロイドの内服薬やシクロスボリンを用います。

3) 初発が6歳以上である場合

前述した食物アレルギーやアトピー性皮膚炎も考えられますが、必ず血液検査を実施し、とくに甲状腺ホルモンは確認すべきです。T4が低値ならばfT4やTSHも評価して、甲状腺機能低下症を診断しましょう。

4) 耳道内に異物や腫瘍がある場合

これは取り除かないと外耳炎は治りませんので、ビデオオトスコープまたは外科的摘出を検討しましょう。

2. 点耳薬を使い分ける

犬の外耳炎用に様々な点耳薬が認可されていますが、単剤か合剤に分かれます。合剤では抗菌剤と抗真菌剤、ステロイドの3剤を含むものが多いのでそれぞれの効果と適用について表1にまとめました。

1) 抗菌剤

アミノグリコシド系（ゲンタマイシン、フラジオマイシン）、キノロン系（オフロキサシン、オルビフロキサシン）、フルフェニコールの3種類があります。この中で難治性の外耳炎でしばしば出現する緑膿菌に有効なのはアミノグリコシド系とキノロン系です。ただしキノロン系の乱用は多剤耐性菌を出現させるのでなるべく控えて、できたら感受性試験を実施してからの使用にとどめるべきだと私は考えています。細菌増殖のコントロールは抗菌剤の使用よりもTris-EDTAや0.25%以下のクロルヘキシジンによる耳洗浄が有効な場合があります。

2) 抗真菌剤

アゾール系（クロトリマゾール、ミコナゾール、ケトコナゾール）、ポリエン系（ナイスタチン、ピマシリン）、テルビナフィンの3種類があります。马拉セチアは抗真菌剤の耐性はあまり出現しないといわれているので、いずれの薬剤でも問題ありません。ただし马拉セチアは常在菌であり、常在菌の過剰増殖には何らかの原因があるはずですので、前述の主因をあわせて治療することが重要です。

3) ステロイド

外用ステロイド剤は外耳炎の治療に重要であると私は考えています。主因がアトピー性皮膚炎である場合には非常に有効ですし、増悪因子である耳道の炎症や腫脹による狭窄を抑えることで更なる慢性化を抑えることができます。外用ステロイド剤は強さが5段階に分けられていて、犬の点耳薬はvery strong, strong, mildの3段階があります（表1）。人の外用ステロイドの使用法に倣って、強い炎症に対してはvery strongクラスを使って抑えてから、strong, mildクラスにダウングレードしていく、中程度の炎症はstrongクラスで、軽い炎症についてはmildクラスで対応する、炎症が収まつたら点耳回数を週1～2回に減らしていく（プロアクティブ療法、Bensignor et al. 2012）、という使い方をします。私はよく、耳を痛がって触らせてくれないワンちゃんには週1回投与でいいオスルニア（薬剤はstrongクラスですが持続的に効くのでvery strongレベル）を、耳を触らせてくれる中型犬以上にはノズルが長くて水平耳道まで点耳薬を届かせることができるvery strongクラスのイズオティックを使って強い炎症を抑えてから、strongクラスのオトマックス、mildクラスのヒビクスにダウングレードしていく使い方をしています。ただし外用ステロイドも乱用するとステロイド皮膚症や医原性クッシングを引き起こすので注意が必要ですので、漫然と強いステロイド剤を使い続けないようにしましょう。

最後に、耳洗浄や点耳薬の治療では限界があるような難治性外耳炎（石灰化や耳道狭窄）については外科的介入（全耳道切除）を早期に考えた方が無難です。難治性の場合には中耳炎を併発していて鼓膜も消失しているので聴覚は失われている可能性が高いです。こじれればこじれるほど手術の難易度や術後合併症発生率は高くなるので、「耳をとる」というのはワンちゃんの飼い主様にとっては抵抗感が強いですが、術後

は耳の痒みから一生解放されてケアフリーになるのでメリットも大きいことを説明するようにしています。

表1. 動物用点耳薬の薬剤のまとめ：なおステロイド剤のvery strongは**太字**、strongは斜体、mildは下線にて表記

製剤名	抗菌剤	抗真菌剤	ステロイド剤
モメタオティック	ゲンタマイシン	クロトリマゾール	モメタゾンフランカルボン酸エステル
イズオティック	ゲンタマイシン	硝酸ミコナゾール	ヒドロコルチゾンアセポン酸エステル
アレリーフローション			ジフルプレドナート
オスルニア	フルフェニコール	テルビナフィン	ベタメサゾン酢酸エステル
オトマックス	ゲンタマイシン	クロトリマゾール	ベタメサゾン吉香酸エステル
ヒビクス	ラジオマイシン	ナイスタチン	トリアムシノロンアセトニド
ウェルメイトL3 ミミピュア	オフロキサシン	ケトコナゾール	トリアムシノロンアセトニド
ピクタスクリーム	オルビプロキサシン	硝酸ミコナゾール	トリアムシノロンアセトニド
ミミィーナ		ピマシリン	

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
茨城支店 水戸第二支社

〒310-0803 茨城県水戸市城南3-11-14

TEL: 029-224-2367 FAX: 029-224-2361

【取扱代理店】

あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社
水戸支店

〒310-0803 茨城県水戸市城南3-5-32

TEL: 029-226-3638 FAX: 029-227-1448

乳牛の後肢蹄に関する調査と考察

茨城県農業共済組合連合会 家畜診療所1) 家畜課2)
染谷勇介¹⁾ 坂入健史²⁾ 菅谷彬¹⁾ 大久保慧人¹⁾ 船橋諒平²⁾ 磯野晶紀^{1,2)}

はじめに

牛の跛行は、泌乳量や産肉量の低下、繁殖成績の低下、治療費の増加など経済的な損失をもたらすだけでなく、牛に苦痛を与える、日常における生活行動を妨げるなど動物福祉の観点からも重要な問題である。跛行は、蹄底潰瘍や白帯病をはじめとした蹄病変だけでなく、牛舎構造などの環境的要因や給与飼料などの栄養的要因も発症に関与していることが知られている。また近年では、削蹄した後に跛行を呈する症例が増加しているとの報告もある。跛行を引き起こす主な原因は蹄病変であり、その多くが後肢蹄に発生する。そこで今回、乳牛の後肢蹄に着目し、蹄の各構造とその関連性について調査を行ったので報告する。

材料および方法

供試牛は、フリーストール牛舎で飼養されていたホルスタイン種雌牛18頭（ 5.4 ± 1.6 歳）で、屠畜したのち両後肢計36本を用いた。また供試牛の既往歴や跛行の有無、廃用事由に関しては不明であった。

調査は、乳牛の後肢蹄の蹄外観と内部構造について行った。蹄外観の調査方法（図1）は、側面にて蹄冠から蹄尖までの長さを蹄背壁長（mm）、蹄冠から蹄踵までの長さを蹄踵長（mm）とし、正面にて長軸方向の長さを正面長軸長（mm）、短軸方向の長さを正面短軸長（mm）、蹄底と蹄背壁からなる蹄尖の角度を蹄角度として測定を行った。

図1. 蹄外観の調査方法

側面

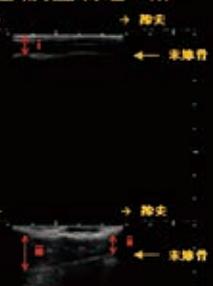


正面



蹄外観各部の長さ（mm）および角度を測定
①蹄背壁長 ②蹄踵長 ③正面長軸長 ④正面短軸長 ⑤蹄角度

図2. 蹄内部の調査方法(超音波画像診断)



蹄背壁から末節骨までの深さ（mm）
i) 靴底厚 ii) 靴丈厚 iii) 靴底厚

蹄内部構造の調査（図2）では、携帯型超音波画像診断装置（本田電子（株）HS-101V牛用）を用いて、蹄背壁面と蹄底面からプローブの走査を行い、末節骨との位置関係と末節骨までの深さを測定した。この際のプローブの走査は、蹄背壁長と正面長軸長を測定した部位にて行った。蹄背壁面からのプローブの走査では、末節骨は蹄背壁面にほぼ平行な高エコーライン（矢印）として描出され、蹄底面からのプローブの走査では、末節骨は蹄尖方向から蹄踵方向にかけて緩やかに深くなる高エコーライン（矢印）

として描出された。描出された画像より蹄背壁面から末節骨までの深さを蹄背壁深（mm）とし、蹄底面から末節骨までの深さは蹄尖側を蹄尖深（mm）、蹄踵側を蹄踵深（mm）とした。測定後、蹄を長軸面にて切斷（図3）し、蹄底と末節骨からなる角度を測定した。蹄底と末節骨蹄底側からなる角度を末節骨（底）角度、蹄底と末節骨背壁側からなる角度を末節骨（背）角度とした。



また測定した各項目より、蹄外観と蹄内部構造の関連性についても調査を実施した。本調査における統計処理は、Student's t-testおよびピアソンの相関係数を用いて比較検討した。

成 績

最初に後肢の内側蹄および外側蹄を比較した結果（表1、表2）で、後肢外側蹄は後肢内側蹄に比べ、蹄踵長と負面短軸長が有意（ $p<0.05$ ）に長くなり、蹄背壁および蹄底からの末節骨までの深さも有意（ $p<0.05$ ）に深くなることが認められた。

表1. 内側蹄と外側蹄の外観の比較

	後肢内側蹄 (n=36)	後肢外側蹄 (n=36)
蹄 背 壁 長 mm	93.9 ± 12.2	93.3 ± 12.1
蹄 跟 長 mm	55.1 ± 5.4 ^a	60.7 ± 7.3 ^a
負 面 長 軸 長 mm	92.8 ± 9.9	94.5 ± 9.1
負 面 短 軸 長 mm	51.4 ± 4.3 ^b	58.1 ± 5.0 ^b
蹄 角 度	53.9 ± 6.6	51.5 ± 7.4

平均士標準偏差
同符号間 : $P < 0.05$

表2. 内側蹄と外側蹄の内部構造の比較

	後肢内側蹄 (n=36)	後肢外側蹄 (n=36)
蹄 背 壁 長 mm	12.3 ± 1.5 ^c	13.0 ± 1.3 ^c
蹄 尖 深 mm	13.4 ± 3.7 ^d	16.8 ± 4.5 ^d
蹄 跟 深 mm	18.1 ± 4.5 ^e	22.7 ± 4.0 ^e
末節骨(底)角度	20.5 ± 5.1	19.8 ± 6.0
末節骨(背)角度	49.1 ± 6.6	47.9 ± 7.6

平均士標準偏差
同符号間 : $P < 0.05$

次に左右の後肢における蹄構造を比較した結果（表3、表4）。左右の後肢による比較では、蹄の外観と内部構造のいずれにおいても大きな差は認められなかった。

表3. 左右後肢による蹄外観の比較

右後肢 (n=18)		左後肢 (n=18)	
内側蹄	外側蹄	内側蹄	外側蹄
蹄 背 壁 長 mm	93.0 ± 12.6	92.8 ± 12.5	94.8 ± 12.2
蹄 跡 長 mm	53.4 ± 4.9	62.3 ± 8.2	56.7 ± 5.4
負面長軸長 mm	92.4 ± 10.1	93.3 ± 9.2	93.2 ± 10.0
負面短軸長 mm	50.8 ± 4.2	56.9 ± 4.6	52.0 ± 4.4
蹄 角 度	53.9 ± 6.5	52.4 ± 7.9	53.8 ± 7.0
平均土標準偏差			

表4. 左右後肢による蹄内部構造の比較

右後肢 (n=18)		左後肢 (n=18)	
内側蹄	外側蹄	内側蹄	外側蹄
蹄 背 壁 長 mm	12.3 ± 1.5	12.8 ± 1.4	12.3 ± 1.5
蹄 尖 深 mm	13.6 ± 3.6	17.4 ± 4.1	13.3 ± 3.9
蹄 跡 深 mm	17.7 ± 3.8	22.6 ± 4.8	18.6 ± 5.1
末節骨(底)角度	20.1 ± 5.9	20.9 ± 6.8	21.1 ± 4.2
末節骨(背)角度	48.3 ± 6.3	47.9 ± 8.3	49.9 ± 7.1
平均土標準偏差			

また蹄病変の有無による蹄構造を比較した結果（表5、表6）では、蹄病変を有する後肢外側蹄は、蹄病変がない後肢外側蹄と比較して、蹄角度が有意 ($p < 0.05$) に小さくなった。

表5. 蹄病変の有無による蹄外観の比較

蹄病変無 (n=8)		蹄病変有 (n=10)	
内側蹄	外側蹄	内側蹄	外側蹄
蹄 背 壁 長 mm	94.4 ± 12.3	93.4 ± 11.6	93.4 ± 12.6
蹄 跡 長 mm	55.0 ± 5.6	62.6 ± 7.8	55.1 ± 5.2
負面長軸長 mm	93.7 ± 10.7	94.9 ± 8.6	91.8 ± 9.2
負面短軸長 mm	51.0 ± 3.8	57.8 ± 5.1	51.9 ± 4.8
蹄 角 度	55.1 ± 5.8	54.1 ± 6.5 ^f	52.4 ± 7.4
平均土標準偏差			
同符号間 : $P < 0.05$			

表6. 蹄病変の有無による蹄内部構造の比較

蹄病変無 (n=8)		蹄病変有 (n=10)	
内側蹄	外側蹄	内側蹄	外側蹄
蹄 背 壁 長 mm	12.4 ± 1.5	13.1 ± 1.0	12.2 ± 1.4
蹄 尖 深 mm	13.3 ± 3.4	17.6 ± 4.6	13.7 ± 4.1
蹄 跡 深 mm	17.7 ± 3.4	22.6 ± 4.2	18.8 ± 5.6
末節骨(底)角度	21.4 ± 5.8	21.4 ± 6.6	19.5 ± 4.1
末節骨(背)角度	49.3 ± 5.5	49.3 ± 7.2	48.8 ± 8.0
平均土標準偏差			

蹄の外観と内部構造の関連性については、後肢内側蹄および外側蹄のいずれにおいても、表7に示した各測定項目間には正の相関関係が認められた。これにより、蹄の外観と内部構造には関連性があることが認められた。

表7. 蹄外観と内部構造の関連性

相関係数		後肢内側蹄	後肢外側蹄
蹄 背 壁 長	負 面 長 軸 長	0.777	0.611
蹄 背 壁 長	蹄 尖 深	0.414	0.377
蹄 角 度	末節骨(底)角度	0.660	0.809
蹄 角 度	末節骨(背)角度	0.779	0.831
末節骨(底)角度	末節骨(背)角度	0.625	0.777
蹄 尖 深	蹄 跡 深	0.701	0.693

相関関係の強さ

- 0.0 ~ ± 0.2 ほとんど相関がない
- ± 0.2 ~ ± 0.4 やや相関がある
- ± 0.4 ~ ± 0.7 相関がある
- ± 0.7 ~ ± 0.9 強い相関がある
- ± 0.9 ~ ± 1.0 極めて強い相関がある

考 察

今回の調査では、乳牛の後肢蹄を左後肢と右後肢で比較した場合には大きな違いは認められなかつた。しかし、内側蹄と外側蹄とで比較した場合、蹄踵長や負面短軸長において、外側蹄は内側蹄に比べ有意に大きくなることが認められ、従来から知られているように後肢外側蹄は後肢内側蹄よりも大きくなることが再確認された。

また調査により、蹄の外観と内部構造には関連性があることも認められた。蹄背壁の長さは、負面の長さと負面からの末節骨までの深さに影響し、蹄角度の大きさは、末節骨（底）と（背）角度の大きさに影響していることが示唆された。これらも基本的な削蹄手技である‘Dutch Method’が蹄背壁の長さを基準とし、蹄の角度や蹄底の厚さを整えていることを考慮すると、蹄背壁をはじめとした蹄の外観が内部構造に影響を与えていていることも十分に理解できる。

蹄病変の有無による比較調査では、蹄病変を有する後肢では、蹄病変がない後肢に比べて、外側蹄の蹄角度が小さくなることが認められた。本調査では、10頭の供試牛で後肢に肉眼的な病変が確認でき、それらは趾皮膚炎や趾間フレグモーネであった。また、屠畜後の供試牛の後肢を対象としたため、跛行の有無や治療歴などの詳細な情報は得られていない。そのため蹄病変による跛行が要因となり肢勢に異常が生じ、蹄が摩耗で薄くなつたものであるか、もしくは蹄が薄くなる要因により蹄病変を生じやすくなつたものであるかは不明である。しかしながら、蹄病変を有している後肢蹄では、外側蹄の蹄角度が小さくなることが示唆され、蹄病変と蹄の構造には関連性があるものと推測される。

本調査では、携帯型超音波画像診断装置を用いて、蹄の外観と内部構造の関連性について調査を行つた。その結果、蹄背壁と末節骨の位置関係はほぼ水平であり、蹄底と末節骨との位置関係については、蹄尖付近で最も近く蹄踵付近にかけて緩やかに離れていくことが認められた。このことから、蹄底の厚さ、特に蹄尖付近の厚さが薄くなるような場合には、蹄の内部構造である末節骨への影響が大きくなることが推察される。

近年、削蹄後に跛行を呈する症例が増加する傾向にあり、従来の削蹄方法では過削になりやすいとの研究報告もある。Archerらは、コンピュータ断層撮影法（CT検査）を用いて、乳牛の後肢を撮影し、蹄底と蹄背壁からなる蹄尖角度を50°とした場合に、蹄底の厚さが5mm以上となる割合を算出した。その結果、蹄背壁の長さを90mmで削蹄した場合に、95%の牛で5mm以上の蹄底の厚さを確保することができることを報告している。

本調査では、供試牛は屠畜体によるものであり、実際の症例を用いた場合に同様の結果が得られるかどうかは難しい。今後も本調査を継続していく、調査対象数を増やし、さらには臨床現場で実用できるものにするべく、より具体的な報告ができるように取り組んでいきたいと考えている。

参考文献

- 1) 田口清 訳、「ウシの跛行」、獣医輸液研究会、2004
- 2) 田口清 訳、「牛の跛行マニュアル」、チクサン出版社、2008
- 3) 幡谷正明 監訳、「牛のフットケアガイド」、チクサン出版社、1997
- 4) 田口清 監訳、「牛の外科マニュアル第2版」、チクサン出版社、2008
- 5) Archer, S.C. and Newsome, R. et.al., Claw length recommendations for dairy cow foot trimming. Veterinary Record, 2015

臨床獣医師部会

臨床獣医師部会 部会長 田 上 宣 文

令和元年度、市民公開講座は東京都開業の戸田功先生を講師にお招きして『間違えやすいペットのデンタルケア！～歯周病は、歯のみえない部分がしらないうちに悪化するコワイ病気です！硬いおもちゃやガーゼではダメです！正しいケアを学びましょう！～』というタイトルで犬の歯のお手入れについて講演いただきました。予定定員150名を上回る申し込みがあり200名の市民の方々にご参加いただきました。実際の歯のお手入れのコツなど動画を交え実践的にご指導いただきました。また、協賛企業5社より講演の中で紹介された歯科用品を試供品としてご提供いただきました。参加された市民の方々が早速お使いいただき、ペットの歯の健康管理に役立てていただければと思います。小動物分科会では東京農工大学の皆上大吾先生をお招きし、令和2年1月13日つくば国際会議場において第1回『これだけは知って欲しい！貧血の診断・治療と骨髄穿刺の実施法』についてご講演いただきました。3月15日に第2回『細胞診症例検討～細胞診の見方と考え方を伝授します～』を講演の予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に対する検討をした結果、急遽中止と致しました。今後コロナウイルス感染の収束を待って改めてご講演いただく予定です。

臨床獣医師部会 産業動物分科会 星 野 順 彦

令和元年6月21日（金）関東しゃくなげ会総会及び研修会が上野精養軒（東京都台東区上野公園4-58）で開催されましたので参画いたしました。

研修会は「畜産、生産獣医療現場での人工知能AIの利用について」として3名の先生の講演がありました。農研機構 動物衛生部門 檜垣彰吾先生から「畜産・生産獣医療における人工知能AIの利用」という題で、人工知能などの言葉の定義や考え方、人工知能のデータ処理の方法など大枠について、次に、農研機構 動物衛生部門 吉岡耕治先生から「ウェアラブルセンサーを用いた繁殖管理技術」という題で、商業レベルから最新の研究まで幅広い紹介がありました。最後に、鹿児島大学 共同獣医学部 窪田力先生から「搾乳ロボットやセンシング技術など管理自動化設備を活用した疾病管理と獣医療」という内容で、実際に先生が使用した機械やシステムについて、そのデータを如何に診療に活かし、更に今後の臨床現場に各種センサーデバイスを導入されるにあたりどういった部分が問題になるかという解説でした。

臨床獣医師部会産業動物分科会主催の研修会は令和2年1月21日（火）三の丸ホテル（水戸市三の丸2-1-1）で開催いたしました。

アルタジャパン株式会社 代表取締役 細野淳先生「北米におけるゲノムの現状」について、次いでエリートジェネティクス株式会社 ゼネラルマネージャー山岸黄太先生「ゲノム情報の有効活用」と題してゲノム技術の基本から解析結果の有効活用について解説いただきました。

県北ブロック事業活動報告

- 令和元年10月26日（土）笠間芸術の森公園（笠間市笠間2345）で開催された「かさま環境フェア」で動物愛護フェスティバルを実施しました。

今回は「いばらき都市緑化フェスティバル」「茨城フラワーマーケット」との同時開催で、前日の豪雨が嘘のように晴天に恵まれ大勢の方が来場し、会場内では環境スタンプラリーやペットボトルのソーラーカー作りなど様々な催し物が行われ、本ブロックもマイクロチップに関する情報普及、飼育動物無料健康相談、飼い犬のしつけ方などを実施し、多くの県民の方に向けて啓発ができました。

- 令和元年12月15日（日）三の丸ホテル（水戸市）にて研修会を開催し日常の診療に役立つ画像診断ならびに適切な管理法などを学びました。

演題： 「後肢の脱臼の診断と治療」

講師： 日本大学外科学教室 枝村一弥先生

- 令和2年2月6日（木）三の丸ホテル（水戸市）にて研修会を開催し狂犬病予防集合注射にかかる講習会及び意見交換会を実施しました。

令和2年度に実施する狂犬病予防集合注射に関する不測の事故対応等について全指定獣医師で対応を確認いたしました。

県南ブロック事業活動報告

6月25日（火）に役員会、8月5日（月）総会を開催しました。

動物愛護フェスティバルは第6支部が担当し、かすみがうら市で毎年11月3日文化の日に市内の第1常陸野公園と千代田公民館で行われる「第15回かすみがうら祭」に参加いたしました。

獣医師会は第1常陸野公園内の多くの来場者でにぎわう一画で、動物愛護にかかる啓発品等を配布する傍ら、無料健康相談、マイクロチップに関する正しい知識の普及さらに飼い犬のしつけ方などを実施いたしました。

なお、令和元年度は当該ブロック主催の研修会をやめて、支部単位での研修を行いました。

鹿行ブロック事業活動報告

- 令和元年5月6日（日）大洗シーサイドホテル（東茨城郡大洗町磯浜町6880-9）にて定期総会を開催
- 令和元年10月20日（日）神栖中央公園（神栖市木崎1203-9）で開催された「かみすフェスタ2019」に参加し、以下の事業を実施しました。

- ・子犬、子猫の里親探し
- ・マイクロチップの埋め込み、マイクロチップに関する情報普及
- ・ペット無料健康相談

- ・家庭犬のしつけ方教室
 - ・ふれあい動物園、ポニー乗馬体験
 - ・動物愛護パネル展示 など
- 令和2年2月11日（火）鹿嶋ハイツスポーツプラザ（鹿嶋市田野辺659）にて研修会を開催しました。
- 病気の診断と治療のアップデート
犬猫の黄疸、犬猫の炎症性タンパク
- 講師：アイデックスラボラトリーズ 平田雅彦 先生

支部活動報告

第1支部

平成31年4月9日～	平成31年度狂犬病予防集合注射
令和元年6月30日	
平成31年4月25日	平成31年度支部総会
令和元年5月14日	県北ブロック役員会
令和元年7月9日	県北ブロック第一支部フェスティバル委員会
令和元年7月24日	支部役員会
令和元年8月6日	県北ブロック役員会
令和元年9月6日	県北ブロック役員会
令和元年9月29日～	平成31年度狂犬病予防集合注射追加接種
令和元年10月20日	
令和元年10月26日	県北ブロック動物愛護フェスティバル（笠間市）
令和元年11月12日	支部役員会
令和元年11月15日	狂犬病予防業務推進会議、動物愛護地域連絡会 三の丸庁舎（水戸市）
令和元年11月26日	県北ブロック役員会
令和元年12月10日	支部全体会議
令和元年12月15日	県北ブロック主催講習会
令和2年2月6日	県北ブロック主催 狂犬病予防危機管理講習会（水戸市）
令和2年3月3日	第一部狂犬病予防業務推進会議

第2支部

県北ブロックならび第2支部は年間を通じて、活発に活動して参りました。	
平成31年4月～	平成31年度狂犬病予防集合注射
令和元年6月	
令和元年5月23日	支部総会 ホテル釜満（常陸太田市）

令和元年10月26日	県北ブロック動物愛護フェスティバル（笠間市）
令和元年10月27日	2019年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会 幕張メッセ国際会議場（千葉県）
令和元年11月15日	狂犬病予防業務推進会議、動物愛護地域連絡会 三の丸庁舎（水戸市）
令和元年12月15日	県北ブロック講習会として日本大学外科学教室の枝村一弥先生をお招きし、「後肢の脱臼の診断と治療」と題して三の丸ホテル（水戸市）にて研修会を開催
令和元年12月18日	親睦会（水戸市）
令和2年2月6日	狂犬病予防集合注射にかかる研修会 三の丸ホテル（水戸市）

第3支部

令和元年5月12日	支部総会 テラスザスクエア日立
令和元年5月14日	県北ブロック獣医師連絡部会（県北家畜保健衛生所）
令和元年6月27日	第17回茨城県獣医師会総会（水戸市）
令和元年8月9日	県北ブロック獣医師連絡部会（県北家畜保健衛生所）
令和元年9月6日	県北ブロック獣医師連絡部会（県北家畜保健衛生所）
令和元年10月26日	県北ブロック動物愛護フェスティバル（笠間市）
令和元年10月27日	2019年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会 幕張メッセ国際会議場（千葉県）
令和元年10月28日	2019年度関東・東京合同地区獣医師親善チャリティーゴルフコンペ グリッサンドゴルフクラブ（千葉県成田市）
令和元年11月15日	狂犬病予防業務推進会議、動物愛護地域連絡会 三の丸庁舎（水戸市）
令和元年11月21日	令和元年度第1回茨城県獣医師会正副支部長会議 臨床獣医師部会総会 獣医師政治連盟代議員会 三の丸ホテル（水戸市）
令和元年11月26日	県北ブロック獣医師連絡部会（県北家畜保健衛生所）
令和元年12月8日	支部第2回総会 日立シビックセンター
令和元年12月8日	親睦会及びかみね動物園新規採用獣医師歓迎会
令和元年12月15日	県北ブロック講習会として日本大学外科学教室の枝村一弥先生をお招きし、「後肢の脱臼の診断と治療」と題して三の丸ホテル（水戸市三の丸）にて研修会を開催
令和2年1月13日	臨床獣医師部会小動物分科会セミナー 講師：東京農工大学 岐上大吾先生 「これだけは知って欲しい！貧血の診断・治療と骨髄穿刺の実施法」
令和2年1月21日	臨床獣医師部会産業動物分科会主催の研修会

	アルタジャパン株式会社 代表取締役 細野淳先生「北米におけるゲノムの現状」、エリートジェネティクス株式会社 ゼネラルマネージャー山岸黄太先生「ゲノム情報の有効活用」(三の丸ホテル)
令和2年1月29日	令和元年度第2回茨城県獣医師会正副支部長会議
令和2年1月29日	獣医師政治連盟代議員会 三の丸ホテル（水戸市）
令和2年2月6日	狂犬病予防集合注射にかかる研修会 三の丸ホテル（水戸市）
令和2年3月26日	第18回茨城県獣医師会総会 つくば国際会議場（つくば市）

第4支部

平成31年4月5日	第4支部役員会 藤屋（行方市）
令和元年5月6日	第4支部、鹿行ブロック獣医師連絡部会定期総会大洗シーサイドホテル（大洗町）
令和元年6月27日	第17回茨城県獣医師会総会（水戸市）
令和元年10月20日	神栖中央公園（神栖市木崎1203-9）で開催された「かみすフェスタ2019」に参加し、以下の事業を実施 犬、猫の里親探し、家庭犬しつけ教室、マイクロチップの埋め込み、マイクロチップに関する情報普及、ペット無料健康相談 など
令和元年10月27日	2019年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会 幕張メッセ国際会議場（千葉県）
令和元年11月21日	令和元年度第1回茨城県獣医師会正副支部長会議
令和2年1月29日	臨床獣医師部会総会、獣医師政治連盟代議員会 三の丸ホテル（水戸市）
令和2年2月11日	令和元年度第2回茨城県獣医師会正副支部長会議 獣医師政治連盟代議員会 三の丸ホテル（水戸市） 鹿嶋ハイツスポーツプラザ（鹿嶋市田野辺659）にて研修会を開催 「病気の診断と治療のアップデート」 犬猫の黄疸、犬猫の炎症性タンパク 講師：アイデックスラボラトリーズ 平田雅彦先生
令和2年3月26日	第18回茨城県獣医師会総会 つくば国際会議場（つくば市）

第5支部

第5支部は龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、稲敷郡、北相馬郡を範囲とする県南の支部です。	
平成31年4月	平成31年度狂犬病予防集合注射
令和元年6月18日	支部役員会、研修旅行委員会（「好坊」ひたち野うしく）
令和元年7月10日	支部事業、会計監査
令和元年7月14日	支部総会 商工会館（牛久市）
令和元年11月14日	狂犬病予防業務推進会議、動物愛護地域連絡会 霞ヶ浦環境科学センター（土浦市）

令和元年11月20～21日	支部研修旅行 岡山県 倉敷他
令和元年11月21日	令和元年度第1回茨城県獣医師会正副支部長会議 臨床獣医師部会総会、獣医師政治連盟代議員会 三の丸ホテル（水戸市）
令和元年12月20日	支部役員会（「好坊」ひたち野うしく）
令和2年1月17日	支部狂犬病予防事業連絡協議会会議 龍ヶ崎市役所
令和2年1月21日	支部新年会（牛久市）
令和2年1月29日	令和元年度第2回茨城県獣医師会正副支部長会議 獣医師政治連盟代議員会 三の丸ホテル（水戸市）
令和2年2月26日	支部役員会（「クレール動物病院」阿見町）
令和2年3月18日	支部総会 商工会館（牛久市）

第6支部

第6支部は、会員数27名で土浦市、石岡市、かすみがうら市を範囲とする支部です。

今年度の県南ブロック動物愛護フェスティバルは当支部第6支部が担当し、かすみがうら市で毎年11月3日文化の日に市内の第1常陸野公園と千代田公民館で行われる「第15回かすみがうら祭」に参加いたしました。

当支部は第1常陸野公園内の多くの来場者でにぎわう一画で、動物愛護にかかる啓発品等を配布する傍ら、無料健康相談、マイクロチップに関する正しい知識の普及、さらに飼い犬のしつけ方などを実施し、参加された市民が楽しんで動物愛護に関心を持っていただきました。

平成31年4月～5月	平成31年度狂犬病予防集合注射
平成31年4月29日	支部通常総会
令和元年11月14日	狂犬病予防業務推進会議、動物愛護地域連絡会 霞ヶ浦環境科学センター（土浦市）
令和元年11月17日	かすみがうら市防災訓練 ペット同行避難（かすみがうら市 歩崎公園）
令和元年11月21日	令和元年度第1回茨城県獣医師会正副支部長会議 臨床獣医師部会総会、獣医師政治連盟代議員会 三の丸ホテル（水戸市）
令和元年11月24日	石岡市防災訓練 ペット同行避難（石岡市役所）
令和2年1月26日	支部新年会
令和2年1月29日	令和元年度第2回茨城県獣医師会正副支部長会議 獣医師政治連盟代議員会 三の丸ホテル（水戸市）

今年度は石垣恭平先生（土浦市）が入会され、ご活躍いただいております。

第7支部

平成31年4月8日～21日	狂犬病予防集合注射
平成31年4月21日	役員会
令和元年5月20日	役員会
令和元年5月22日	支部総会

令和元年11月14日	狂犬病予防業務推進会議、動物愛護地域連絡会 霞ヶ浦環境科学センター（土浦市）
令和元年12月5日	令和2年度狂犬病予防集合注射事前会議（正副支部長・つくば市）
令和元年12月11～13日	支部研修旅行（台湾）
令和2年1月13日	つくば市新春賀詞交歓会（支部長出席）
令和2年1月15日	支部内研修および新年会
令和2年2月5日	令和2年度狂犬病予防集合注射会議（支部・つくば市）
令和2年2月29日	狂犬病予防集合注射における新型コロナウイルス感染症対策緊急役員会議

第8支部

平成31年3月19日	狂犬病予防推進部会会議 担当表の配布、集合注射における注意喚起
令和元年6月20日	支部総会 活動報告 会計及び監査報告 狂犬病予防集合注射の報告 理事会報告
令和元年9月24日	狂犬病予防推進部会会議 狂犬病集合注射分配金
令和元年10月28日	支部セミナー サイトポイント
令和元年11月14日	狂犬病予防業務推進会議、動物愛護地域連絡会 霞ヶ浦環境科学センター（土浦市）
令和元年12月11日	支部忘年会

第9支部

平成31年4月4日	支部総会及び狂犬病予防対策協議会総会
平成31年4月6日～	狂犬病予防定期集合注射
令和元年5月9日	
令和元年6月2日～	狂犬病予防追加集合注射
令和元年10月20日	
令和元年8月1日	狂犬病予防対策協議会役員会
令和元年11月3日	動物愛護フェスティバル（筑西市役所関城庁舎） (台風19号の影響のため、中止)
令和元年11月8日	狂犬病予防業務推進会議、動物愛護地域連絡会 筑西合同庁舎分庁舎 3階大会議室（筑西市）
令和2年1月30日	狂犬病予防対策協議会役員会

第10支部

平成31年4月1日	支部総会（橋家）
令和元年6月21日	役員会議
令和元年8月8日	支部暑気払い
令和元年11月8日	狂犬病予防業務推進会議、動物愛護地域連絡会 筑西合同庁舎分庁舎 3階大会議室（筑西市）
令和元年12月12日	支部反省会

農林水産部支部

平成31年度 農林水産部支部活動報告

- ・農林水産部支部として茨城県家畜保健衛生業績発表会を支援。
- ・第60回全国家畜保健衛生業績発表会の参画

本発表会は、日頃、各都道府県の家畜保健衛生所において取り組んでいる疾病発生への対応事例や家畜疾病の診断事例等について発表を行い、都道府県の域を超えて、その課題や解決手段を共有することを目的としています。本発表会では、家畜保健衛生所ごとに演題が取りまとめられ、都道府県及び全国6か所の地域ブロック単位の発表会を経て選出された各都道府県1演題（北海道のみ2演題）の計48演題が発表されました。

その他、動物検疫所、動物医薬品検査所及び学識経験者による特別演題も実施されました。

開催日時：令和元年9月25日（水）から26日（木）

会場：銀座プロッサム中央会館（東京都中央区銀座2-15-6）

- ・本県選出演題が農林水産大臣賞を受賞しました。

【第60回全国家畜保健衛生業績発表会農林水産大臣賞受賞演題】

○茨城県の養豚場における薬剤耐性対策

茨城県県北家畜保健衛生所 藤井勇紀

近年、世界的な薬剤耐性（AMR）問題に対応するため、分野横断的なワンヘルスアプローチの取組みが求められている。また、国内の養豚現場では、抗菌剤販売量が獣医療全体の60%以上を占め、O116等の多剤耐性大腸菌が出現するなど、早急に薬剤耐性対策を推進すべき領域である。茨城県では薬剤耐性対策として、平成28年から、養豚現場の抗菌剤使用実態調査と豚由来病原細菌の薬剤耐性獲得状況調査を行い、関係者への情報のアウトプットと慎重使用徹底の指導を開始した。まず、抗菌剤使用実態調査では、県内は全国よりも、豚1頭当たりの抗菌剤使用量が多く、特定の農場に集中して、第二次選択薬の購入回数が多い傾向が明らかとなった。薬剤耐性獲得状況調査では、平成6～28年の23年間の豚由来病原細菌8菌種709株の薬剤感受性試験を実施し、Escherichia coli、Salmonella Choleraesuisの多剤耐性化、Haemophilus parasuis、Streptococcus suis、Staphylococcus hyicusのフルオロキノロン耐性獲得、Actinobacillus pleuropneumoniaeのフルフェニコール耐性獲得など、多菌種において、薬剤耐性獲得の進行が明らかとなった。調査結果のアウトプットと慎重使用の指導においては、リーフレット作成、説明会開催により、関係者へ広く情報提供を行った。今後は第二次選択薬の購入回数が多い農場へ個別対策を実施し、これら対策の継続で、慎重使用の徹底と第二次選択薬使用量の削減を目指したい。

保健福祉部支部

保健福祉部支部では、公衆衛生の向上のため茨城県公衆衛生獣医師協議会業績発表会の開催を支援しました。

【公衆衛生獣医師協議会業績発表会】

令和元年度には6題の発表があり、令和元年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会に3題（演題③、⑤、⑥）、令和元年度関東公衆衛生獣医師協議会に1題（演題④）を推薦した。

なお、令和元年10月26日（日）に千葉県で開催された獣医学術関東・東京合同地区学会【日本公衆衛生学会】において茨城県衛生研究所 本谷匠さんの演題「2012/2018シーズンの茨城県におけるノロウイルス感染症の分子疫学」が学術奨励賞を受賞いたしました。

1 日 時 令和元年6月1日（土）14時～16時30分

2 場 所 水戸生涯学習センター（三の丸庁舎）

3 参加者 75名

4 発表演題等：

① 食品衛生フェアにおける衛生的な餅つきの実演について

常陸大宮保健所 沼尻 美紀

② 抗菌性飼料添加物等を与えた可能性が疑われる豚の対応事例について

県北食肉衛生検査所 飛田 香織

③ 牛尿毒症検査に向けてのBUN及びAUN値の比較検討

県北食肉衛生検査所 山崎 優紀

④ Salmonella Choleraesuisの単相変異を疑うサルモネラO7:c:-について

県西食肉衛生検査所 加藤 法子

⑤ 中皮腫の形態を示した牛の全身性腫瘍の2症例

県西食肉衛生検査所 坂本 哲理

⑥ 2012/2018シーズンの茨城県におけるノロウイルス感染症の分子疫学

衛生研究所 本谷 匠

⑦ 干しいも加工業におけるATPふき取り検査の活用について

ひたちなか保健所 上松るみ子

⑧ 保健所への食品衛生相談内容の解析

竜ヶ崎保健所 板垣奈緒子

団体支部

団体支部はNOSAIや酪農組合等の臨床獣医師を主な構成要員とし、家畜診療技術者研究会や酪農技術者連盟、更に臨床獣医師部会産業動物分科会等の研修会を通じて新たな情報や技術を入手し、日々の業務に活かしながら農家の収益向上に尽力しております。

また2019年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会には、ひので酪農業協同組合の瀧口朝陽氏が「ホルスタイン種子牛にみられた頸部心臓逸所症の一症例」を発表し、奨励賞に選ばれました。

今後も組織の枠を超えて情報や技術を共有し、県内の畜産の発展と臨床技術力の向上に努めていきたいと考えます。

勤務退職者支部

1 代議員会議の開催

支部代表者からなる当該会議を平成31年4月26日（金）水戸市内において開催し、円滑な支部運営に関する事項等について協議決定しました。

結果は支部の会員に報告し、情報の共有を図っております。

2 研修会の開催

会員相互の活動等の充実を図るため、毎年研修会を開催しておりましたが、令和元年度は休止といたしました。次年度以降、ふさわしい研修テーマを選定のうえ開催を検討してまいります。

3 福利厚生事業 親睦ゴルフ大会の開催

会員相互の親睦を図るため令和元年10月3日（木）笠間カントリークラブに於いて開催いたしました。

4 各種学会・大会等の開催案内・報告等を適宜実施いたしました。

人間からペットへコロナウイルスはうつりますか またその逆は起こりますか？

(翻訳)

第3支部 村田篤

2020年2月6日ニールス・ペダーセン博士（UCディビス 犬と猫の伝染病と免疫病の有名な専門家名誉教授）が、次の問題に答えました。
「人間からペットへコロナウイルスはうつりますか、またその逆は起こりますか？」

その簡単な答えは、以下の通りです：

いいえ、今のところ、コロナウイルスはあなたのペットに感染したり、ペットから人間へも感染しません。

コロナウイルスは人間を含むたくさんの種の動物に感染症を起こしています。そして消化器や呼吸器系に一過性の感染症を起こします。コロナウイルスは本来「種特異性」が高く、異種の動物間で感染することは稀です。

より詳しい答えは、以下の通りです：

コロナウイルスは、人間を含むあらゆる種の動物に、50,000年以上にわたって、突然変異を繰り返しながら適応してきました。

コロナウイルスは新しい種で病気を引き起こしますが、どんな遺伝子の種でも変異を受け入れて、その種の体内に生き残る傾向があります。

いろいろなコロナウイルスの遺伝子配列が調べられ、お互いの関係性が同定されました。

ペットの猫と犬の消化器のコロナウイルス、人間（OC43、229EとNL63）の風邪を引き起こしているコロナウイルスは、アルファコロナウイルスグループに分類されます。

最近、人間へ感染できるように変異したコロナウイルスは、MERS、SARSとCOVID-19で、コウモリのベータウイルスから、他の動物（例えばラクダ等）を仲介し、感染することによって変異し

ました。

興味深いことに、MERSとSARSコロナウイルスは、コウモリのウイルスからヒト科のウイルスへと進化出来ずに、滅びました。

しかし、新型コロナウイルスは人間（すなわち、ヒト科のウイルスに変異しました）にうまく適応したようです。したがって、MERSとSARSより、さらに深刻な病気の問題となっております。

人間にごく最近適応したウイルスは、どれも完全には、人間のウイルスとしては変異しておらず、さらにMERS-、SARS-とCOVID-19のケースでは、病原性がずっと強い傾向にあります。

コロナウイルスは、ある種のホストから別の種のホストに変化することができるが、これは時間のかかるプロセスで、重要な遺伝子の変化が必要です。

我々獣医師の扱うコロナウイルスが、最近または過去に、人間に感染したあるいはその逆に人間から動物に感染した事実はありません。

しかし、コロナウイルスが種を越えて感染することは進行中の出来事です。そして、猫または犬のような愛玩動物の種のコロナウイルスが、人間に感染するウイルスに変異して、将来いつか病気を引き起こすかもしれません。

それがもし、人間に感染するならば、それはもはや猫または犬のウイルスではなく、新しいヒト科のウイルスと呼べるでしょう。

同じことは、ヒト科のコロナウイルスが、宿主の種を変え感染することもあります。

プロの翻訳ではないため、原文もご参照ください。

<https://www.vetmed.ucdavis.edu/news/can-pets-contract-coronavirus-humans-or-vice-versa>

公益社団法人 茨城県畜産協会



家畜の疾病予防対策のご案内（衛生課主管）

1. 家畜生産農場衛生対策事業
 - (1) 獣医師による衛生管理指導等の実施
 - (2) 吸血昆虫が媒介するアカバネ病の予防のための組織的なワクチン接種助成
2. 伝染性疾患発生予防事業

牛の伝染病発生予防のため、イバラキ病、牛クロストリジウム感染症及び牛伝染性鼻気管炎等の予防接種を実施
3. 馬伝染性疾患防疫推進対策事業

乗用馬等に対し監視伝染病である馬インフルエンザ、馬鼻肺炎の予防接種推進
4. 育成馬等予防接種推進事業

軽種馬の安定的生産を図るため、育成馬の予防接種助成

〒310-0022 水戸市梅香1丁目2番56号 茨城県畜産会館1F

TEL : 029-231-6697(衛生課) 029-231-7501(代)

FAX : 029-222-2032

E-mail : info@ibaraki.lin.gr.jp

URL : <http://ibaraki.lin.gr.jp>

Showman's PRIDE —ショーマン・プライド— ～まだ見ぬ景色を求めて～

アクアワールド茨城県大洗水族館
海獣展示課 高石慎也

伝統ある獣医師会様の会報に原稿を掲載させていただいて2年、私にとって5回目の執筆となりました。これまで、水族館飼育員として海洋生物のストランディングに関すること、新規展示生物の導入に関するなどを紹介させていただきましたが、今回は私の仕事のもう一つの側面、イルカ・アシカオーシャンライブのステージに立つショートレーナーの立場で、動物たちと作り上げるショーについてお話しさせていただきます。獣医学的な見地とは全く関係のない内容になってしまいますが、ご興味のある方は是非ご一読いただければと思います。

さて、皆様は動物たちがパフォーマンスを繰り広げる、いわゆる「ショー」について、どのような考え方をお持ちでしょうか。中には、「無理やり芸をやらされてかわいそう」というご意見もあるかもしれません。動物たちの大切な命を預かる者として、そういった考えがあることは理解しなければなりませんし、おそらく飼育員の中でも考え方の微妙な違いはあるものだと思っています。世の流れとして、「ショー」という言葉は使わずに、「生態解説」や「能力公開」としての意味合いを強く打ち出す施設が増えてきているのも事実です。



サンタと劇団団長。驚きの表情が見事です。

そんな中当館では、「イルカ・アシカオーシャンライブ」と、プログラム名には「ショー」という言葉を使っていないものの、実際にはトレーナーと動物たちが息を合わせてパフォーマンスを繰り広げる、『The イルカ・アシカショー』を行なっています。出演トレーナー全員が、動物たちのパフォーマンスを通じて、皆様に笑いや癒し、驚き、感動を与えることを思っているからこそです。ショーを観ていただくことで伝えられる動物の魅力が、必ずあると信じています。



見せ場で渾身の決めポーズ！

当館のショーの特徴と言えば、観るたびに内容が違う「多様性」ではないでしょうか。各回で出演個体の頭数や組み合わせが異なり、MCを務めるトレーナーも代わります。個体ごとに種目数が違い、得意とするパフォーマンスも異なります。同じく、トレーナーごとに語彙数が違い、得意とする表現も異なります。そして、時期にもよりますが基本的にパフォーマンスの順番はランダムで、セリフもアドリブで進められるため、一日の全ての回を見たとしても、「同じ内容」は存在しないはずです。個性と個性が複雑に絡み合って化学反応を起こし、お客様の感情を揺さぶりにかかりま

す。・・・と、「多様性」や「化学反応」などと格好いいことを言いましたが、つまりはその回に出演している動物とトレーナーのスキル次第で、内容が大きく左右される、ということです。さらに思い切って言えば、おもしろい回とそれほどでもない回（おもしろくない回、とは言えません。さすがに…）が如実に存在するという、残酷な現実があります。もちろん、出演者全員がプロのトレーナー。同じ入館料をお客様からいただいている以上、プロとして毎回同じ完成度のものを披露しなければなりません。しかし残念ながら、なかなかそうはいかないのが現実で。

では、できるだけ高いレベルのものをお客様にお届けするには、何が必要なのか。まず絶対的な条件として、トレーナーと動物との間に良好な関係が築けていることです。それができていれば、動物はきびきびと指示に従いますし、その分、トレーナーにも余裕ができ、舞台上での振る舞いや言葉の選び方にまで気を配れるようになります。そういう動物の動きの質やトレーナーの身のこなしは、意外なほどはっきりと観ている人たちに伝わります。



海賊を演じる表情も真剣そのもの

続いて、笑顔。ショー全体を通じて、トレーナーも動物もノーミス、100点満点で終われる、ということはありません。そこで大切なのが、楽しそうにニコニコ笑顔でいること。失敗を引きずって難しい顔をしていると、観ていて暗い気持ち

になります。逆に、失敗しても笑顔でいると、ほんわか和んで許せてしまうものですよね。楽しいものをお届けするには、まず何よりもステージに立つトレーナー自身が楽しまなければなりません。楽しさの象徴である笑顔も、ショーには欠かせない要素と言えます。かく言う私は、その笑顔が大の苦手。笑っているつもりなのに「笑ってない」と、よく言われてしまうのですが…



まさかのお化け登場

最後に、一体感。まずトレーナーと担当動物が良好な関係を築いて一体となり、トレーナー同士、動物同士も経験を重ねて一体となる。さらに、ステージ上のエネルギーをお客様が受け取り、それに呼応して会場全体が一体となった時、何とも言えない空気感が出来上がります。私はステージに立ち続けて18年、数千回というショーを経験してきましたが、この空気感を感じたのは数えるほどしかありません。その感覚はうまく言葉で表現できないのですが、ステージに立っていて脊髄を電流が走り抜けるような、芯から痺れるあの感じは、まさしく最高です。それをまた味わいたくて、四十路に入っても団々しくショーに出続けているのです。

と、感覚的なことをいくつか書き連ねてきましたが、今や私も後進を指導する立場。ロートルはさっさと隠居して若者に任せてくれ、という声が聞こえてきそうです。そこで、今度は指導者の立場として、今の若者たちに絶対的に不足している

と感じる部分についてお話しさせていただきます。無論、私とてまだまだ勉強中の身ですし、これから述べることが全ての若者に当てはまる訳でもありません。しかし、ことショーマンとしてのスキルを高めるためには、絶対に必要な要素だと考えています。1つ目は、「妄想力」。目の前で起こっていることをきっかけに、あるいは初めから頭の中で展開を起こし、妄想の中でどんどん話を膨らませ、エッジの効いたオチに繋げて『ムフフ?』と一人で笑ってしまう、見方によってはちょっとアブない能力です。行き過ぎた妄想をステージで全てさらけ出すことはできないのですが、妄想を重ねていいろいろな展開を頭にストックしておくと、組み合わせ次第でショーの構成は無限に広がります。

もう1つは、「飢餓感」。終わったショーに、決して満足しないことです。動物を扱う部分でも、演出の部分でも。ここはこうするべきだった、あの場面はもっと良い方法があったはずだ、やろうと思っていたことができなかった…。とにかく、自分自身の出来とお客様からの反応に対して、こん

なもんじゃない、まだまだやれると、常に飢えた状態でいることです。その飢えが次への活力を生み出し、新しい可能性を広げるのです。私自身、これまでに自分のショーに対して「よくできた」と思ったことは一度もありません。常に「できなかつたこと」が気になり、次にはそれができるように備えます。その結果それができたとしても、また別できなかつたことが引っかかる。しかしこの、できなかつたことを踏まえて「次はどうしようかな」と考えている時間が、実は一番楽しかったりします。

今日も目の前には、どんな内容のショーなのか、期待に胸を膨らませて待ってくれているお客様がいます。自分と動物の持てるスキルを全て駆使し、仲間たちと力を合わせながら、お客様とともに作り上げる新たな景色を見るため、ステージへの階段を駆け上ります。そしてまだまだ経験の浅い若手達にも、見たことのない景色を見せてやりたいと思うのです。



1回きりの特別ライブでトレーナーが（ほぼ）勢ぞろい

HACCP制度と家畜・畜産物の安全性の向上

勤務退職者支部 照 山 芳 樹

今日、消費者は、”食の安全”に高い関心を持っており、安全な食品の提供を強く求めています。一方、畜産経営形態の大規模化や新たな病原体の出現、多国間貿易協定など畜産生産農場を取り巻く情勢が大きく変化してきている中で、農場に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の病原体が侵入した場合、生産性や畜産経営、ひいては社会に及ぼす影響も多大なものになることは承知のとおりです。

従って、家畜・畜産物の生産農場においては、家畜伝染病の予防と家畜・畜産物の安全性の向上は、極めて重要な課題となります。

このような中、農林水産省は家畜伝染病予防法第12条の3に基づいて、「飼養衛生管理基準」を定めました。また、厚生労働省においては食品衛生法の一部改正(平成30年6月13日公布)が行われました。これに基づき全ての食品等事業者（「と畜場」、「GPセンター」、「食鳥処理場」も含まれる）は、食品衛生上の危害要因を明確にして自らが使用する原材料や製造方法等に応じた「衛生管理計画」の作成が義務付けられる等、いわゆるHACCP制度化の実施に向けて作業が進められているところです。

HACCPとは、「Hazard Analysis and Critical Control Point」の単語の頭字をとった略号で「HA」は危害要因分析、「CCP」は重要管理点と訳され、人の健康に危害を与える危害要因を分析・管理する国際的な食品衛生管理システムです。

HACCPは安全な食品製造におけるリスク管理の一つの手法として、1993年（平成5年）に国連食糧農業機関<FAO>と世界保健機関<WHO>の合同食品規格委員会である「コーデックス(CODEX)委員会」がHACCPシステムの考え方を取り入れた「食品衛生の一般原則」を策定し、これが食品の安全性確保のためのグローバルスタンダードとして世界的に広まりました。

HACCPはいろいろな分野で活用されています。

特に食品分野においては、機械や電気製品などの工業製品と異なり、原材料が天然のものであるため従前の抜き取り検査では、食品の安全性を確保することが難しいという特性をもっています。それは、ロット間の品質のばらつきが大きく、統計的に抜き取りサンプル数などを決めて、その結果の信頼性には限界があるといえます。このようなことから、「HACCPシステム」は、特に食品分野での活用が進められています。

食品分野における「HACCPシステム」は、原材料・資材の受け入れから製品出荷までの全ての製造工程で工程ごとに、食中毒の原因物質（病原微生物、化学物質、異物等）が入り込む可能性のある要因（「危害要因」）を科学的根拠に基づいて分析・評価して、それぞれの工程ごとに厳重に管理することによって、最終製品全てが確実かつ継続的に安全な製品になるという考え方を基本とした衛生管理システムです。

一方、開放的な自然環境下にあることが普通である畜産生産農場の場合では、厳格な衛生管理が行われている食品の製造工場と全く同一レベルで対応することはできませんが、家畜・畜産物の安全性を確保するためには、生産農場における飼養衛生管理対策を徹底することが重要になり、安全性確保の観点から畜産生産農場においてもHACCPの手法を取り入れた衛生管理システムの導入が必要、不可欠なものとなっています。

家畜・畜産物の生産農場に対しては、食品衛生の一般的な原則において、安全性の高い原材料の供給が求められており、家畜・畜産物の出荷先（「と畜場」、「食鳥処理場」等）は、より安全性の高い食材としての家畜・畜産物を求めることがあります。何故なら、これら処理・加工施設には汚染した家畜・家禽に由来する食中毒菌や薬剤残留を取り除く手段はなく、一旦汚染した家畜・畜産

物が搬入された場合、その汚染源を断ち切ることは極めて難しく、最悪の事態では消費者段階まで汚染を引きずる可能性があります。

そのため、家畜・畜産物の出荷に当たっては、安全性の高い清浄で健全な家畜・畜産物が求められ、処理・加工施設が求める受入基準を遵守する必要があり、昨今、畜産物の原材料由来の安全性確保が大きなテーマとなっています。

このため、農林水産省では畜産物の安全性を確保するために、前述したコーデックス委員会が示したHACCPに関連する勧告を受ける形で平成21年8月に、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組基準」(以下、「農場HACCP認証基準」)を公表するとともに、「飼養衛生管理基準」(平成29年2月一部改正)が施行されています。

「農場HACCP認証基準」と「飼養衛生管理基準」は、車の両輪のように深く連動しています。決して別物ではなく、「飼養衛生管理基準」は、全ての

家畜・畜産物生産者が守るべき「家畜伝染病」を防止するための最低の基準であり、「農場HACCP認証基準」は、畜産物の食品としての安全性を確保する国際ルールです。

いずれにしても、この度のHACCP制度化は畜産・食品業界にとっては、これまでに経験したことがない歴史的変革期と位置付けられていると思われます。安全性の高い良質な国内産の家畜・畜産物を生産して、輸入品に勝るとも劣らない付加価値(安全性)をもって、対等の地位を確保し続けたいものです。

最後になりましたが、稿をまとめるに当たって丁寧なご指導を頂きました「公益社団法人 茨城県食品衛生協会専務理事 鈴木睦夫氏に謹んで御礼を申し上げます。

※公益社団法人中央畜産会「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場HACCP認証基準)の理解と普及に向けて」(令和元年改訂版)より一部引用させていただきました。

食品衛生協会から食の安心を消費者へ 食の安心・安全・五つ星事業

日頃お店で取り組んでいる食品衛生対策が、消費者の方々にわかりやすくたちで提供されることは、ご利用いただくお店を選ぶ上で大変重要な情報です。

当食品衛生協会では、五つの重要な食品衛生対策を実施している会員店舗に星のシールを貼付したプレートを消費者の方々が見やすい場所に掲示する事業を実施しています。

ハサップの義務化に備えたトレーニングとしてご活用いただきますとともに、消費者の皆さんにはお店を選ぶにあたっての目安としていただけるよう、多くの食品事業者の皆さんにご参加いただいています。

☆☆☆☆☆ 自主衛生管理の取組みを示す 五つ星 ☆☆☆☆☆

- ★従事者の 健康管理実施店
- ★食品衛生 管理記録実施店
- ★食品衛生 講習会受講店
- ★食品賠償 責任保険加入店
- ★衛生害虫等の 駆除対策実施店



★お問い合わせは、(公社)茨城県食品衛生協会 ☎029(241)9511 または最寄りの食品衛生協会へ

馴染みの飲食店さんに聞いてください。「ハサップ」始めたの？

勤務退職者支部 鈴木 瞳 夫

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、大規模イベント自粛要請に加えて臨時休校措置が全国一斉に始まるなど、封じ込めのための対策が進行する中、WHOはついにパンデミックを表明するに至りました。マスクや消毒用アルコール、さらにはトイレットペーパーや紙製品などの供給不足、飲み会自粛での予約キャンセル、一方で「巣ごもり」消費需要増大などの影響下、ご多分に漏れず飲食業界も大幅に客足が途絶え、大きな経済的打撃を被っています。

どうか会員諸兄姉には、新型コロナ禍で苦境に立たされている馴染みの飲食店を積極的に利用し、応援くださいますようお願ひいたします。

その際の話題の一つとして、飲食店の大将、親方、女将、マスター、シェフ、ママさんに聞いてください。「ハサップ始めた？色々と大変なんだってね。」きっと「そうなんですよ、先生。コロナだけじゃないんですよ。聞いてください、・・・・(愚痴？)」という展開になろうかと思います。

さて、今飲食店には、「H A C C P（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理」の導入と実施が求められています。一昨年6月に食品衛生法が改正され、規模の大小を問わず、全ての食品等事業者に対して「ハサップに沿った衛生管理」が義務付けられ、施行は今年6月からと目前に迫ってきました。ただし、施行後1年間の経過措置があるために、完全施行は来年6月となっています。特定の業種（と畜場、認定小規模を除くいわゆる大規模食鳥処理場）や食品取扱従事者が50人以上の大規模事業者については、コーデックスのH A C C P 7原則に基づく本格的なハサップによる衛生管理が義務付けられています。これ以外の大多数を占める小規模な営業者については、各業界団体が作成し厚生労働省の個別承認を経た「手引書」を参

考に「ハサップの考え方を取り入れた衛生管理」を行うこととされています。このハサップは、厳密なものではなく、あくまでもハサップの危害分析等の考え方を取り入れたものであり、極めて簡易な内容となっています。業種・業態ごとに個別承認を経た「手引書」は、全て厚生労働省のホームページで公表されており、本年2月末段階で、飲食店を含め約70が公表されており、その他さらに30以上が審査の途中となっています。これら手引書の中から、自らの業種・業態に合う手引書を選択して実施することとなっています。

飲食店が具体的に行なうことは、日本食品衛生協会が作成した小規模な一般飲食店向け「ハサップの考え方を取り入れた衛生管理手引書」の①解説を読み、自分の業態では何が危害要因となるかを理解し、②手引書のひな型を利用して、衛生管理計画と（必要に応じて）マニュアルなどの手順書を準備し、③その内容を従業員に周知し、④手引書の記録様式を利用して、日々の衛生管理の実施状況を記録し、⑤手引書で推奨された期間、記録を保存し、⑥記録を定期的に振り返り、必要に応じて衛生管理計画や手順書の内容を見直す、という流れになります。

それぞれの飲食店が作るべき「衛生管理計画」の内容は、食中毒予防の3原則（つけない、増やさない、やっつける）を基本として、①今現在もすでに取り組んでいる「一般衛生管理」のポイント（原材料の受入時の確認、冷蔵庫・冷凍庫の庫内温度確認、交差汚染・二次汚染の防止措置、器具等の洗浄消毒殺菌、トイレの洗浄消毒、従業員の健康管理、手洗いの確実実施などの7項目）と、それぞれのお店の②メニューに応じた「重要管理」のポイント（非加熱提供のもの：【例】冷ややっこ・刺身など→冷蔵庫から出したらすぐに提供。加熱するもの：【例】ハンバーグ・焼き魚・焼き鳥・

唐揚げなど→火の強さ時間、肉汁、見た目で判断。
加熱後冷却し再加熱するもの：【例】カレー・スープ→速やかに冷却、再加熱時には気泡、見た目で判断。

加熱後冷却するもの：【例】ポテトサラダなど→速やかに冷却、冷蔵庫から出したらすぐに提供。※これらがハサップで言う重要管理点にあたります。）から構成されています。

一連の流れを要約しますと、①「衛生管理計画（一般衛生管理のポイント、重要管理のポイントの2枚）」を作成する。②作成した計画を日々実行する。③実行したことを確認・記録する。④確認・記録したことを定期的に振り返る。というP D C Aサイクルに沿った4つの手順となっています。

こうした制度改定の内容を飲食店の皆さんに周知普及すべく、県内では各保健所ごとに地区の食品衛生協会が、行政のご指導をいただきながら講習会を開催しています。受講される飲食店等の皆

さんは、ハサップと聞いただけで、大脑がシャットダウンしてしまう方も多くおられ、周知普及の難しさを痛感しています。一方で、中には「意外と簡単なんだね」とさっそく取り組まれる飲食店さんも少なからずあります。お店を利用されるお客様の側からハサップを話題にしていただけすると、のんびり構えている飲食店さんにとっても取組みを促す良い刺激になるものと考えています。

ハサップに沿った衛生管理の実施状況については、保健所の食品衛生監視員が立入検査、あるいは営業許可の更新時等に確認を行うこととなって います。

完全施行後においてもなお、実施していない場合は当然のことながら、行政指導を経て厳しい行政処分を受けることになります。施行前であっても、いち早くハサップに沿った衛生管理に取り組んでいる飲食店さんもあることから、取り組みの実施状況をお客様にアピールできる手段として、

あなたのお店は大丈夫？衛生管理を「見える化」しませんか？

食中毒の約50%は飲食店で発生しています

※ 平成30年 食中毒発生状況（事件数、患者数）

え～、何か 対策しないのかなあ。

いつもの衛生管理を
しっかりとすれば、
食中毒防止の対策は
できるんですよ。

飲食店における食中毒発生防止のための取組

飲食店における食中毒防止は、これまでの食中毒菌を「つないだ」、「増やさない」、「やっつけた」で対策ができます

飲食店における食中毒発生要因への対策	
従事者の健康管理	飲食店における食中毒発生の多くは以下のことが要因で起きています。 しかし、これまでの衛生管理を徹底することにより管理することができる。
適切な手洗いの実施	

体調不良、手洗い不足など厨房従事者としての衛生管理を守らない

原材料受け入れ時の管理

衛生管理を怠っている業者から納品した原材料

適切な加熱

食品の加熱不足

施設、器具等の洗浄・消毒

トイレの維持管理、清掃・消毒

不衛生な施設設備等

衛生的な作業着

交叉汚染、二次汚染の防止

低温で保存

食品の温度管理不備

食中毒予防の3原則

つけない 増やさない やっつける

で対応が可能です。

食品衛生協会では一定の要件を満たした飲食店に對して次のようなプレート表示をお勧めしています。お客様にも個々の飲食店が衛生管理に一生懸命取り組んでいることをご理解いただき、お店選択の一助としていただくためにも、このプレートの表示を推奨する「食の安心・安全・五つ星事業」を積極的に推進していきたいと考えています。

ちなみに、五つ星は次の内容となっています。
①従事者の健康管理実施店 ②食品衛生講習会受講店 ③衛生害虫等の駆除対策実施店 ④食品衛生管理記録実施店（ハサップの記録）⑤食品賠償責任保険加入店 この五つの項目全てを満たした飲食店だけが、「H A C C P型プレート」を表示できることになります。

どうか会員諸兄姉には、新型コロナ禍に負けずに頑張っている馴染みの飲食店をご利用ください応援くださいますとともに、ハサップの普及なお一層の弾みをつけるためにも、お店の方にそっと聞いてみてください。

「ハサップ始めたの？」 「食の安心・安全・五つ星事業って知ってる？」

パンデミックの一刻も早い収束を願いつつ……。



ご存知ですか？『Sマーク』



安 全 (Safety)
安 心 (Standard)
清 潔 (Sanitation)

信頼の理容・美容・クリーニング
飲食店に与えられる目印です

(公財)茨城県生活衛生営業指導センター
TEL. 029-225-6603



ロートル 老頭児獣医の回顧録から（7）

勤務退職者支部 謙 訪 綱 雄

1 県南地方事務所に突然の配置換え

昭和55年6月の人事異動で茨城県県南地方事務所の畜産振興課の湯原課長が定年退職となり、その後任として地方事務所の畜産振興課長に任命された。思いもしない出来事であった。獣医衛生業務だけをしてきた自分にとっては、畜産奨励事業の職務執行に一瞬戸惑ったが、諸先輩の方々から畜産全般の勉強することは、眞の家畜衛生行政の糧になるからとのアドバイスもあって2・3年の勉強のつもりで拝命を受けることにした。毎日秀麗な筑波山を近くに眺めての仕事をすることが出来た。



県南地方を代表する筑波山

この頃の県南地方は茨城県内でも畜産の中心的地域でもあった。しかし、霞ヶ浦の富栄養化防止に関する県条例が公布されたことによって、畜産経営上の家畜の糞尿処理問題が大きく取り上げられ、その処理方法の指導に主力を注いでいた。更に畜産生産物の抗生素等の残留問題や、生産過剰の気味の鶏卵の生産調整等々、強力な行政指導が望まれていた頃でもあった。これらの難しい問題に対応するため、先ず課の職員からそれぞれ個別に担当している事業についてのレクチャーを受け、その実態を知ることから始めることにした。

畜産奨励のために県が実施する各種家畜共進会

における開催時の審査業務は家畜ごとに違う新基準等々で相当な経験を要する業務であったし、さらに家畜の多頭羽飼育による畜産経営上に必要な糞尿の適切な処理、特に霞ヶ浦を抱えての水質の浄化には、畜産の適切な糞尿処理施設の造成に要する補助問題があげられ、その施行に畜産振興課の仕事が傾注されていた。

霞ヶ浦を囲むように土浦名産の蓮田が広がり、その広い田んぼに肥料袋が点々と置かれているのが目に付く、その袋の中身はなんだか判らなかった。それが豚糞、鶏糞で蓮根の肥料と分り、その成分が霞ヶ浦の水質を最悪にしているのだということを初めて知り驚きだった。霞ヶ浦の水質改善事業の重大さが分かり、これらの事業に未経験な者にとっては大変な苦労があった。すべて一からの勉強である。その実態を知れば知るほど、これらの行政指導の困難なことを知って、これから先のことが思いやられる気がしたことが記憶に残っている。しかし、そんな畜産奨励事業に素人の私を常に陰日向に支えてくれた当時の県南畜産振興課の課員の皆さんに感謝しながら仕事をしていたことが思ひだされる。

職についての私なりの信条は、「1年目はその職場の内容を完全に把握する。2年目はその対策を思考する。3年目から自分なりに熟慮計画したことを実施する。」ことについていたが、当時県内に発生し流行する豚コレラの散発が止まないことから、農水省からも担当者の人事交流をするようにとの指導もあって、急遽豚コレラ防疫指導強化のためと、農水省衛生課との交渉対策のため、県庁畜産課に配置換えされた。当時の農水省衛生課長は私が畜産局衛生課の頃、同僚であった緒方氏であった。何とか茨城の豚コレラ防疫対策を強化することを要望するために、本庁畜産課の衛生担当技佐と

して豚コレラ防圧ための仕事をすることになった。結局、県南地方事務所畜産振興課長の職務は、2年間だけに終わった。しかし、この間畜産奨励事業の一端を経験したことは、その後の家畜衛生事業の推進に役立つことになった。

2 豚コレラの補正予算が知事査定でゼロ査定となる



茨城県旧庁舎（現三の丸庁舎）

豚コレラ撲滅作戦は、県内に存在する全養豚農家を調査し、飼育される飼養豚全頭漏れなく予防注射の実施を徹底する事が必須条件であった。家畜衛生関係者の懸命な努力によって実施した結果、散発的に発生していた豚コレラも昭和57年7月県南地域の千代田村の60頭の発生を最後に茨城県内から豚コレラは終息を見るに至った。しかし、豚コレラの予防接種は当分の間継続を続ける必要があった。そのため昭和57年度の最後の補正予算を衛指協に対する豚コレラ予防注射補助事業として計上していた。年度末の知事査定会議が開かれ農林水産部の各課長が出席していた。そのヒアリングの際に知事から畜産課長に豚コレラの現況について質問があった。それに応えて当時の畜産課長は「県内の飼育豚一頭残らず予防注射を完了しましたので、今後は県内での豚コレラの発生はありません」と、応答したところ知事は「では今後県内での豚コレラの発生はないのだな。それではコレラの予算は必要ないだろう」との一聲で、課長の説明不足から豚コレラ補正予算を全面的にゼロ査定にされてしまうという事態となった。このままでは、これから生まれ来る子豚や移行抗体の関係から予防注射を猶予してきた子豚に対するワクチ

ン接種が出来ない、という大変な状態になってしまったのである。何とかして、この予算を復活させる必要があった。会計課の予算係と折衝しこの予算の復活案を打ち合わせた結果、知事公舎への「投げ込み」以外の策はないと判断し、豚コレラ補正予算の重要性を強くアピールした文書の作成を徹夜で作り上げ、朝の4時頃に知事公舎の投げ込みポストに入れ、その結果を待つばかりだった。その日の10時頃知事室から呼び出しがあった。投げ込みの趣旨を克明に説明して漸く知事の了解を得ることができ、補正予算も何とか通すことができた。知事からは畜産課長によく分かるように説明をして置くようにと、お叱りを受けた。その後の豚コレラ防疫に支障がなかったことは幸いだった。

3 県北家畜保健衛生所所長時代

昭和58年5月に県庁農水部畜産課の技佐から県北家畜保健衛生所長に任命されたのが、55歳の頃だった。

総員23名ほどの限られた人員の職場だったので、事業量の多い家畜防疫事業計画の遂行に当っては、各課の援助協力が必要だった。職員の協力する体制を緊急に作ることが急務だった。そのため、個々の職員との話し合いを始めることにし、その職員の誕生日には、一対一で昼食を食べながら、仕事に対する意見や個人的悩み事等をそれとなく聴き、話し合うことから始めた。そのことを仕事上に活かしてゆくようにした。更に毎月一日には、職員の全体会議を持ち、各課のその月の事業実施の概要を説明し、その月の事業概略を全員が周知するようになり、職員が各課の事業を認識して、お互いにそれぞれの事業に協力体制をとるようになった。

4 家畜・動物靈魂碑の建立

それは、年度当初の家畜保健衛生所全体会議の事だった。当時衛生指導課長だった引田さんから家畜の靈魂碑を敷地内に建立し、日頃から業務に

おいて家畜やその他動物に対して実施してきた殺処分、病性鑑定のため犠牲になった牛・豚・鶏等あるいは各種の試験研究のため犠牲になったマウス・モルモット・ウサギ等の実験動物等々の靈を慰める行事を年に一回ぐらい実施して、家畜保健衛生所職員が各種動物・家畜に対し感謝の気持ちを持って仕事をして行きたい旨の発言があった。



この靈魂碑については、自分も前から考えていたもので、折に触れ手ごろで無償で入手できる碑に適當な石はないものかと、探していたところでもあった。岩瀬町のある養鶏経営の会社で、輸入雛の特別検疫鶏舎を建築する時に、人里離れた山の斜面を整地した際に思いもかけない大きな石が出て来て、その捨て場に困っているとの話を聞き、見せてもらったところ、この石なら石碑に手ごろと思い、無償で貰う約束までしていた処であった。

全員の了解を得て、早速その要望を取り入れることにした。しかし、この靈魂碑建立の予算費用は全くないことから、自分たちで作ることになった。まず川原のある市町村に業務で出かけたときに碑の土台となるような適當な石を拾い集めることから始めることにした。

そんなある日の事、県北地区で大規模養豚場を経営する常陸太田の矢吹氏が所用で来所の際に、「所長。あの玄関わきに積んである石ころは何にするんだ」と言う。職員の意向により皆で動物の靈魂碑を建てるためのものだと話したところ、自分の養豚場にも大理石の靈魂碑を建てたが、その時第二候補として予定していた碑に適當な石がある

から、所長自身が碑の題名を揮毫することを条件に寄贈するとの話があったので、早速その石を譲りうけることにした。色々と題名を考慮し「魂不滅」と隸書で揮毫することになった。靈魂碑の本体が決まり、いよいよ自分たちで台座を集めてきた石を積み上げ基礎台座を造った。しかし、所詮素人の積み上げた台は不安定だった。それでも何とかその台の上に碑を上げることができたのである。更に、この碑の魂入れを北茨城市で神職と獣医開業を兼職している鷹岡氏にお願いし、そのお祭りをすることが出来たのであった。それは、昭和59年7月25日の事であった。その後良き日を選び、年に一回は靈魂碑の祭り会をしてきた思い出がある。

5 家畜保健衛生所長を最後にして県庁退職

県職の定年は60歳制度だったが、課長クラスにある者は、57歳で早期退職いわゆる肩叩きされ、県の外郭団体に推挙されるのが通例だった。私も例外なく定年前の昭和61年3月31日付で茨城県県北家畜保健衛生所長を最後に退職することになった。顧みれば長い人生の大部分を公務員として家畜衛生行政で一生を過ごしたことになる。農林省管轄の地方の国営牧野事務所勤務から始まり、戦後の間もない東京霞が関に在った旧陸軍省参謀本部の木造兵舎を事務室に使用していた庁舎の農林省畜産局有畜営農課・衛生課・家畜衛生試験場、そして茨城県へと転勤して、それぞれの勤務先で多数の方々に学び且つ協力と指導を受けたことに、この場を借りて感謝申し上げたい。

県職の退職に当って、その当時の家畜保健衛生所職員との約束事があった。それは、生涯獣医業を忘れることなく、生涯畜産と獣医の仕事を続けるというものだった。そのため、92歳になるこの歳でも、関係者の方々の協力を得て何らかの形で獣医畜産関連の事柄に少しでもお役に立ちたいと努力しながら、約束の生涯獣医・畜産関係に何らかの関わりを持つとの約束を守っているつもりでいる。

令和元年度茨城県獣医師会事業実施報告

1. 「令和元年度茨城県動物愛護月間事業」への協力

令和元年度動物愛護月間に茨城県保健福祉部主催の動物愛護事業に共催し、動物愛護の啓発普及に努めた。

動物愛護に関する一般広報・街頭キャンペーン

2. 茨城県獣医師会ブロック・支部等による動物愛護啓発事業の開催

動物愛護思想の啓発普及を図るため、下記日程によりブロック毎に開催された動物愛護フェスティバル等において、また、支部主催による動物啓発事業等においてペット無料健康相談及び飼い犬のしつけ方教室、譲渡会等を実施した。また、マイクロチップ普及のために、譲渡犬・猫へのマイクロチップ埋め込みと日本獣医師会への登録を行った。

地 区	開 催 内 容	開 催 日	会 场
県 北	・ペット無料健康相談 ・家庭犬しつけ教室等 ・マイクロチップ啓発	令和元年10月26日	笠間芸術の森公園 「かさま環境フェア」会場内
鹿 行	・ペット無料健康相談 ・家庭犬しつけ教室等 ・犬猫譲渡会	令和元年10月20日	神栖中央公園 「かみすフェスタ2019」会場内
県 南	・ペット無料健康相談 ・家庭犬しつけ教室等 ・マイクロチップ啓発	令和元年11月3日	第1常陸野運動公園 「かすみがうら祭」会場内

【県北ブロック 「かさま環境フェア」 会場風景】

<無料健康相談>



<マイクロチップ啓発>



<アジリティー>



【鹿行ブロック 「かみすフェスタ2019」 会場風景】

<無料健康相談>



<譲渡会>



<マイクロチップ埋め込み>



<ふれあい動物園>



<ポニー乗馬体験>



<家庭犬しつけ教室>



【県南ブロック 「かすみがうら祭」 会場風景】

<無料健康相談>



<マイクロチップ啓発>



<ペットフード無料サンプル>



<アジリティー>



3. 茨城県開催「狂犬病予防業務推進会議」への協力と出席

茨城県、各市町村及び茨城県獣医師会の連携をより強化し、狂犬病予防事業の円滑な推進を図り、狂犬病予防注射率の向上を目的とした「狂犬病予防業務推進会議」が、茨城県保健福祉部生活衛生課主催により開催され、各支部代表者が出席し活発な意見交換が行われた。

*出席者…茨城県動物指導センター担当者・茨城県保健福祉部生活衛生課担当者・各市町村担当者・各支部代表者（理事・支部長・副支部長）・獣医師会事務局

【支部会議】

支 部	開 催 日	会 場
第1・2・3支部	令和元年11月15日	三の丸庁舎3階会議室
第4支部	令和元年11月6日	行方合同庁舎2階大会議室
第5・6・7・8支部	令和元年11月14日	霞ヶ浦環境科学センター多目的ホール
第9・10支部	令和元年11月8日	筑西合同庁舎分庁舎3階大会議室

4. 狂犬病予防注射事故対応講習会

狂犬病予防注射指定獣医師及び新規委嘱者を対象とした、狂犬病予防注射事故対応講習会を下記により開催した。

開催日時：令和2年2月21日（金）14時～16時

開催場所：公益社団法人茨城県獣医師会 会議室

対象者：狂犬病予防注射指定獣医師新規委嘱予定者

【講習内容】

①狂犬病予防事業関係法規等

講師：高藤 義彦 先生（茨城県保健福祉部生活衛生課課長補佐）

②集合注射実施時対応・事故発生時対応について

③狂犬病関連DVD視聴

参加人数：2名

5. 学校における動物飼育研修会への協力と出席

茨城県保健福祉部生活衛生課、茨城県教育委員会主催により、学校における適切な動物飼育に必要な情報等を提供することを通して、子どもたちが愛情をもって動物と接する機会を増やし、動物愛護の精神を涵養することを目的として開催された研修会に出席した。

開催日時：令和元年8月9日（金）10時～12時

開催場所：茨城県教育研修センター

研修内容：講義1：「学校教育における飼育活動の意義について」

講師：廣木 一博（教育庁学校教育部義務教育課 指導主事）

講義2：「茨城県の動物愛護管理行政の意義について」

講師：龍尾 幸治（茨城県保健福祉部生活衛生課 係長）

講義3：「思いやりの心を育む動物飼育」

講師：林 創一（あみ動物病院）

参加人数：48名



<林 創一先生>

6. かすみがうら市総合防災訓練におけるペット同行模擬避難訓練への協力と参加

かすみがうら市総合防災訓練において、避難所における同行避難動物の受け入れ体制を構築する目的でペット同行模擬避難訓練が実施され、本会並びに本会地域会員が下記のとおり参加協力した。

開催日時：令和元年11月17日（日）8時～11時30分

開催場所：歩崎公園

訓練協力内容：①避難動物の受付及びけい留に係る訓練

- ②首輪の緩み及びリードの劣化状況の確認
- ③避難動物の健康チェック
- ④避難動物のマイクロチップ確認又はモデル犬のマイクロチップ読取デモ
- ⑤啓発資材の配布

<受付の様子>



<検診の様子>



<マイクロチップ確認の様子>



<けい留訓練の様子>



7. 石岡市総合防災訓練におけるペット同行模擬避難訓練への協力と参加

石岡市総合防災訓練において、避難所における同行避難動物の受け入れ体制を構築する目的でペット同行模擬避難訓練が実施され、本会並びに本会地域会員が下記のとおり参加協力した。

開催日時：令和元年11月24日（日）9時～14時30分

開催場所：石岡市役所

訓練協力内容：①避難動物の受付及びけい留に係る訓練

②首輪の緩み及びリードの劣化状況の確認

③避難動物の健康チェック

④避難動物のマイクロチップ確認又はモデル犬のマイクロチップ読取デモ

⑤啓発資材の配布

<受付の様子>



<検診の様子>



<マイクロチップ確認の様子>



<けい留訓練の様子>



8. 「水戸まちなかフェスティバル」への協力と参加

「水戸まちなかフェスティバル」において、無料健康相談並びに動物愛護啓発活動を下記のとおり参加協力した。

開催日時：令和元年9月16日（月）

10時～16時

開催場所：水戸市中心市街地

<無料健康相談の様子>



9. 「こみっとフェスティバル2020」への協力と参加

「こみっとフェスティバル2020」において、無料健康相談並びに動物愛護啓発活動を下記のとおり参加協力した。

開催日時：令和2年2月15日（土）10時～16時

開催場所：イオンモール水戸内原 2階イオンホール

<無料健康相談の様子>



<「いいね！」でつながるパネル展の様子>



動物名のルーツを探る（シリーズ50 ボラ）

ボラ 鯿 鮓



鯿は、成長の過程によってその名称が、ハク・オボコ・イナ・スバシリ・ナヨシ・ボラ・トド・と呼ばれ、年を経たものをボラと呼ぶようになった。
(地方によっては違う呼び方もする)

古書の『物類称呼』では、ナヨシとかチョボとされている。土佐ではイキナゴ、遠州ではハシリと地域によって異なる名称がある。珍味のカラスミは、鯿の卵巣を塩漬けしたものである。

茨城では、鯿が冬になると目に脂肪分が蓄積し、目が見えなくなるので、変わったギヤング針で引っ掛け釣りをすることがある。

英名 グレー・ミュレット 仏名 ミューレ 独名 メールエッシュ

10. 市民公開講座の開催

一般県民を対象とした市民公開講座を下記のとおり開催した。

開催日時：令和2年2月2日（日）14時～17時

開催場所：つくば国際会議場大会議室 1階 多目的ホール

テーマ：『間違えやすいペットのデンタルケア！』

講 師：戸田 功先生（東京都開業・とだ動物病院院長）

参加人数：200名

<講座の様子>



戸田 功先生



田上宣文臨床獣医師部会長



令和元年度日本獣医師会獣医学術賞 「獣医学術学会賞」受賞について

令和2年2月7日（金）から9日（日）までの3日間東京都千代田区丸の内の東京国際フォーラムにおいて日本獣医師会主催の令和元年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会が開催されました。

学会は全国9ブロックの獣医学術地区学会で地区学会長賞を受賞した獣医地区学会長賞講演49題（産業動物部門19題、小動物部門19題、獣医公衆衛生部門11題）と研究報告33題（産業動物部門10題、小動物部門14題、獣医公衆衛生部門9題）の講演発表がありました。

特別企画のシンポジウムや教育講演、市民公開講座などが併せて開催されました。

令和元年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会期間中に開催された選考委員会において本会の藤井勇紀さん（茨城県県北家畜保健衛生所）が講演した

「次世代シーケンサーを用いた豚腸内細菌叢の16SrRNAメタゲノム解析」が産業動物部門において令和元年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術学会賞」を受賞いたしました。

令和元年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術学会賞」受賞演題

次世代シーケンサーを用いた豚腸内細菌叢の16SrRNA メタゲノム解析

藤井勇紀、鹿島悠幹、都筑智子、川上純子、大内義尚
茨城県県北家畜保健衛生所

【はじめに】

次世代シーケンサーの登場により、16SrRNAメタゲノム解析による腸内細菌叢の把握が可能となったが、国内の野外豚における腸内細菌叢データの報告は少ない。今回、管内の複数養豚場の健康豚糞便、および大腸菌症発症豚の糞便を用いて、豚腸内細菌叢の比較解析を実施したのでその概要を報告する。

【材料および方法】

管内養豚場の健康豚から、離乳期（40～60日齢）、肥育前期（90～120日齢）、肥育後期（150～180日齢）、繁殖母豚の4ステージの直腸便（19農場349検体）と、病性鑑定で採材した大腸菌症発症豚から、直腸便（21農場43検体）を供試した。DNA抽出後、16SrRNA遺伝子のV3-V4領域PCR増幅を行い、ライブラリー調整を行った試料について、次世代シーケンサーMiSeq（Illumina社）を用いて塩基配列を決定し、腸内細菌叢構成について、ステージ間、農場間、農場内個体間、大腸菌症の発症の有無での比較を行った。なお、解析はCLCgenomicworkbench、Metagenome@kin（共にWF社）とBionumerics（インフォコム社）、R（フリーソフト）を用いて実施し、ランダムサンプリングで各検体を15000リードに揃え、細菌属の構成率の算出、主座標分析、階層型クラスタリング解析、OTU数カウント、 α 多様性解析を実施した。

【成績】

1. ステージ間での比較：主要細菌属の平均構成率は、離乳期から繁殖母豚までの4ステージについて、Prevotella属菌(10.5%→5.2%→4.9%→0.9%)やLactobacillus属菌(15.1%→13.9%→11.6%→3.7%)で減少し、Clostridium属菌(7.15%→12.1%→16.4%→26.7%)や、Turicibacter属菌(0.2%→0.5%→1.6%→8.2%)で増加するなど、ステージ間で差が見られた。主座標分析、階層型クラスタリング解析でも、ステージごとにクラスタリングされる傾向にあった。OTU数の平均値は離乳期→肥育→肥育後期→繁殖母豚の順に、362.5→405.7→467.4→441.5であり、離乳期から肥育後期にかけて増加し、繁殖母豚では若干の減少が見られた。また大腸菌症発症豚での平均値は282.3であり、健康豚4ステージよりも低値であった。ShannonIndexの値は、5.71→5.83→6.08→5.53で、離乳期から肥育後期にかけて増加し、繁殖母豚では大きな減少が見られた。また大腸菌症発症豚での平均値は5.07であり、こちらも健康豚4ステージよりも低値であった。
2. 農場間・農場内個体間での比較：主要細菌属の平均構成率は、いづれのステージにおいても農場間で異なり、農場内個体間は類似していた。主座標分析、階層型クラスタリング解析では、離乳期と肥育後期については、農場間で別のクラスターに分かれたが、繁殖母豚では農場間で類似していた。
3. 大腸菌発症豚と健康豚の比較：主要細菌属の平均構成率は、Prevotella属菌が大腸菌症発症豚で1.4%、離乳期健康豚で10.5%であり大きな差が見られた。Escherichia属菌の平均構成率は大腸菌症発症豚で6.14%、離乳期で0.55%、肥育前期で0.17%、肥育後期で0.04%、繁殖母豚で0.25%であり、大腸菌症発症豚で有意に高かった(U検定、P<0.01)。主座標分析、階層型クラスタリング解析では、大腸菌症発症豚と離乳期健康豚がそれぞれ別のクラスターに分類された。

【考察】

今回の結果から、本県の健康豚の腸内細菌叢は、ステージ間、農場間では異なり、農場内個体間では類似することが示唆された。また、 α 多様性は肥育後期までは月齢とともに増加していくが、繁殖母豚では低下するなど、発育ステージによって腸内細菌構成は変化していくことが確認された。大腸菌症を発症するとEscherichia属菌が有意に増加し、その他の細菌属も構成率が大きく変化し、 α 多様性の低下も見られるなど、疾病発症時にも菌叢パターンに変化があることを確認された。今後はさらにデータを積み重ね、健康豚の腸内細菌叢に影響を与える要因の解明と、大腸菌症の発生状況、または抗菌剤の使用状況で農場を分類し、その菌叢パターンを比較することで、疾病発症素因のある菌叢パターンや抗菌剤の腸内細菌叢への影響についても解明を行っていきたい。

茨城県獣医師会顧問法律事務所

人見法律事務所 弁護士 人見光一

〒310-0021 水戸市南町1-3-27 橋本ビル2F
TEL 029-225-6388 FAX 029-232-0716
会員の各種相談にご利用ください。

ペット霊園「慈苑」合同葬墳墓新設について

本会は昭和59年9月動物愛護思想普及啓発を目的として、動物霊園「慈苑」開設いたしました。

家庭内飼育動物の葬儀、埋葬施設が県内にほとんど無い時期に、県民や会員の方々の要望等により、笠間市内の静かな環境において動物の火葬、葬儀、焼骨の管理を含めた霊園を設置運営してまいりました。

事業の開始から30年が経過し、ご利用いただく方が延べで5万件近くになりました。

これもひとえに会員の皆様のご支援とご利用いただいている皆様との信頼の賜物と感謝申し上げます。

時の経過とともに各施設が手狭になってまいりましたので、この度合同墳墓を新設拡張いたしました。

従来の墳墓が施設内の一一番奥にあり、日ごろの参拝や慰靈祭等におきましてもご不便をかけておりましたので駐車場からも近く広いスペースを確保いたしました。

新たな施設のご利用をお待ちしております。

新設墳墓

開眼供養・利用開始日 令和2年1月15日(水)

埋葬箇所 17m² × 3弧 · 建築面積 21.6m²



葬儀及び納骨料金

令和元年10月1日 施行

ペット霊園 慈苑

区分	犬					
大きさ	極小	小	中	大	特大	超特大
	~5kg	~10kg	~15kg	~20kg	~30kg	30kg~
合同葬	9,900	13,200	15,400	18,700	22,000	24,200
個別葬 一往 立	15,400	18,700	22,000	25,300	28,600	36,300
	19,800	22,000	24,200	27,500	31,900	41,800

※料金は消費税込みの金額です。

犬種等の例	マルチーズ、 ボメ等	柴犬等	シェルティー等	紀州犬、 ボインター等	秋田犬、 シェパード、 ゴールデンレトリバー等	グレートデン、 セントバーナード等

猫	ウサギ フェレット	小鳥 他
9,900	7,700	4,400
15,400	13,200	7,700
19,800	17,600	11,000

新生児		
区分	3体まで	1体増すごと
料金	5,500	1,100

お迎え料金	お迎えは1,000円~7,000円程度の費用がかかります。遠隔地・夕刻遅い時間・夏季等でご遺体が傷み、取扱い上困難な場合等は幾分かの費用が加算されます。		
納骨堂 ロッカーオ式 料 金	形式	料金	摘要
	A	110,000 5,500	永代使用料 管理料(1年間)
	B	35,200	2年間
	C	22,000	2年間
共同納骨堂		4,400	1年間
合同墓地 (但し他社葬持込)		3,300 6,600	永代管理料

永遠の安らぎの地

ペット霊園

慈苑

慈苑は、ご遺体のお取り扱いから火葬場、納骨堂までそろった静かなペット霊園です。

あなたが愛玩された動物なら、犬・猫はもとより鳥・ウサギ・カメから金魚まで、どのような動物でもお弔い致します。

茶毘の方法は、まとめて火葬する〈合同葬〉、一体づつ火葬する〈個別葬〉、飼い主さんがお立ち会いになる〈お立ち会い葬〉の3種類が用意されています。

さらに「慈苑」では、年2回（春秋の彼岸）、合同慰靈祭を開催し、愛玩されたペットの靈をお弔い致します。



営業
時間

平 日 午前8:30～午後5:00
土 曜 午前8:30～午後4:00
日曜・祝日 午前8:30～午後4:00

お問い合わせ・お申込みは下記へ

有限会社ケイエス慈苑管理事務所
(公益社団法人茨城県獣医師会 指定管理会社)

茨城県笠間市日沢46番地

TEL 0296-72-5834
FAX 0296-72-9009



美味しく、小さい、犬にやさしいタブレット 高嗜好性の魚類フレーバーを使用

[動物用医薬品] [要指示] [指定]

犬糸状虫症予防剤

モキシガード錠 Moxiguard®

7.5
直径 5mm



15
直径 6.5mm



30
直径 8.5mm



60
直径 11mm



136
直径 14.5mm



[動物用医薬品] [要指示] [指定]

犬糸状虫症予防・消化管内線虫駆除剤

ミルベガード錠 milbeguard®

S/1.25
直径 5mm



M/2.5
直径 7mm



L/5
直径 8.5mm



LL/10
直径 11mm



注意—獣医師等の処方箋・指示により使用してください。

販売元
KK 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-5-10



製造販売業者
三宝製薬株式会社
東京都新宿区下落合2-3-18



開発元
VMDP 獣医医療開発株式会社
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-133-1

想いをカタチに

・応援グッズ製作
・刺繡製作します

横断幕



タオル



ブルゾン



Tシャツ



一般印刷・オリジナルワッペン・タオル・シャツ・ブルゾン等

販促グッズ(ポケットティッシュ・クリアファイル・うちわ等)

刺繡・プリントの事なら



SANEI

有限会社 クリエイティブ サンエイ

〒311-4303 東茨城郡城里町石塚1412-2

TEL:029-288-7778 FAX:029-288-7801

mail:info@c-sanei.co.jp http://www.c-sanei.co.jp



安心のネットワーク
NOSAI茨城

家畜共済



ノーサイくん

～～～農家が飼養する家畜の事故を補償します～～～

- ▽死亡廃用共済…飼養家畜が死亡や廃用になった場合に補償
- ▽疾病傷害共済…飼養家畜の疾病や傷害による診療費を補償

詳しくは、お住まいの地域を管轄する農業共済組合等もしくは下記へお問い合わせ下さい。

茨城県農業共済組合連合会 水戸市小吹町 942 <http://www.nosai-ibaraki.or.jp/>
代表 Tel 029(215)8881 Fax 029(215)8880 mail: soumu@nosai-ibaraki.or.jp
家畜課 Tel 029(215)8885 Fax 029(215)8892 mail: kachiku@nosai-ibaraki.or.jp
診療所 Tel 029(215)8887 Fax 029(215)8892 mail: shinryo@nosai-ibaraki.or.jp

KMバイオロジクスは
狂犬病の予防啓発に取り組んでいます。 **kmb**

飼い主の皆さまへ向けて



リーフレット
「狂犬病について考えてみよう」



動画はこちら

アニメーション 「狂犬病ワクチンを注射しましょう」



製造販売元
KMバイオロジクス株式会社

☎(096)345-6505(営業直通)
☎(03)3443-0177(東京営業所)

KMバイオロジクス株式会社は、2018年7月に「動物用ワクチン」「ヒト用ワクチン」「血漿分画製剤」等の事業を一般財団法人 化学及血清療法研究所から承継いたしました。

KM1902-2

茨城県動物薬品器材協会



◎動物薬品・器材関係は私達がお手伝い致します。



アケイ(株)茨城営業所
(株)アコ茨城営業所
(株)エイ・エム・アイ茨城営業所
近藤薬品(有)
(有)水府薬品
株大正堂茨城営業所
日本全薬工業株
森久保薬品(株)



地域のために 未来のために

筑波銀行は、より充実した金融サービスのために。そして、もっと豊かな日々の暮らしのために。

地域エリアの皆様とともに、未来に向かって力強く前進いたします。



筑波銀行はSDGs推進プロジェクト『あゆみ』に取り組んでいます。



<https://www.tsukubabank.co.jp>

筑波銀行

検索する



筑波銀行



国際会議はもとより、さまざまな会合やイベントを開催するのに最適です。

つくば国際会議場  **EPOCHAL TSUKUBA**
〒305-0032 つくば市竹園2-20-3
TEL 029(861)0001 FAX 029(861)1209
E-mail:office@epochal.or.jp URL:<https://www.epochal.or.jp>

日本政策金融公庫

——国民生活事業のご案内——

わたしたちは、地域の皆さまのための政策金融機関です。



- ・セーフティネット・
- ・ 創業 ・
- ・ソーシャルビジネス・
- ・ 海外展開 ・
- ・ 事業再生 ・
- ・ 事業承継 ・

日本公庫では、事業資金融資、国の教育ローンなどのほか、経営に関する様々な情報を提供しています。

水戸支店（国民生活事業）又は専用相談ダイヤルにお気軽にご相談ください。
日本政策金融公庫水戸支店国民生活事業
TEL：029—221—7137

事業資金融資に
関すること相談に
ける
教育ローンに
関すること相談に
ける

事業資金相談ダイヤル
行こう！公庫

 **0120-154-505**

平日9時～19時
※土日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。

教育ローンコールセンター

 **0570-008656**

平日9時～21時
※日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫 水戸支店

日本公庫

検索

<https://www.jfc.go.jp/>

対マカオ・ベトナム・タイ牛肉輸出認定施設
いばらきハサップ認証と畜場(牛枝肉)

株式会社茨城県中央食肉公社

代表取締役社長 小野寺 俊

安全安心な食肉処理、食肉卸売市場、部分肉加工
主な取扱ブランド 常陸牛/ローズポーク/美明豚

〒311-3155 茨城県東茨城郡茨城町大字下土師字高山1975

TEL029(292) 6811 FAX029(292) 6895



科学するヤクルト

ヤクルト中央研究所
(東京都国立市)

ヤクルトには「科学するひと」がいます。多くの研究者が、日夜、世界の人々の健康を願い、研究開発に力を注いでいます。

乳酸菌にできることはもっとあるはず。私たちはそう信じて、今日もここヤクルト中央研究所で、
すこやかな未来のために一人ひとりがミクロの世界を科学し続けています。



人も 地球も 健康に

Yakult

水戸ヤクルト販売株式会社／〒311-4164 水戸市谷津町1-35 TEL.029(251)8960
古河ヤクルト販売株式会社／〒306-0015 古河市南町1-62 TEL.0280(31)8960
千葉県ヤクルト販売株式会社／〒264-0017 千葉市若葉区加曽利町63 TEL.043(311)8960
いわきヤクルト販売株式会社／〒971-8122 いわき市小名浜林城字向田2-1 TEL.0246(58)8960
ヤクルトお客様相談センター ☎ 0120-11-8960 (受付時間 9:00~17:30 土・日・祝日・年末年始を除く)
イイ ヤクルト



おいしさ、ふれあい。
フリマハム

香り薫る



フリマの
香薰
こうくん®



香薰あらびきポーク CM ホームページで公開中! [プリマハム](#) [検索](#)

病院経営のあらゆるシーンに、ソリューションを。



セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エキスプレス®・カード

年会費20,000円(税抜)

年間ショッピング200万円(税込)以上のご利用で、翌年度年会費10,000円(税抜)

SAISON PLATINUM BUSINESS AMERICAN EXPRESS® CARD

医薬品や医療器具器械の購入にも

出張費・飲食費だけでなく、医薬品や医療器具器械の購入や公共料金のお支払いなど、ビジネスユースに対応できる、ゆとりのご利用可能枠を設定させていただきます。

※ご利用可能枠につきましては、下記お問い合わせ先までご相談ください。

「法人口座設定」で経費処理業務がスムーズに

カードのお引き落とし口座を法人名義口座に設定いただけます。個人用のカードと使い分け公私の利用を分離することで、経費処理を効率化できます。

※法人名義口座は代表者名が併記されているものに限ります。
またその場合、代表者はお申し込みご本人様に限りります。

専用コールセンターが24時間365日対応

学会の出張手配やレストランのご予約、お花の手配など、専任のスタッフが24時間365日お客様のご相談にお応えします。

ほかにもプラチナカードならではのサービスをご用意しております。

- 24時間年中無休「専任コールセンター」
- 従業員様のための「追加カード」
- 「海外、国内空港ラウンジサービス」
- 最高1億円補償「海外・国内旅行傷害保険」
- 「カードご利用でJALマイルが貯まる「SAISON MILE CLUB」など
- ※別途ご登録(無料)が必要です。

スマホ・タブレットでクレジットカード決済。



月額費用無料 決済手数料は3.00%~

お申し込みは専用URLまで >>> <http://app.coiney.com/a/ibaraki-vma>

※スマートフォン/タブレットのキャリアを問わずにご利用いただけます。詳しいご案内は、下記までお問い合わせください。
※ご契約形態によって、ご利用可能なブランド・手数料が異なります。





●お申し込み・お問い合わせ

株式会社クレディセゾン 東関東支社法人営業課 動物病院担当 0570-002-521 (10:00~17:00 土・日・祝日休み) cl-amex038@cs.saisoncard.co.jp
※医薬品や医療器具器械のカード決済の詳細につきましても、お気軽に上記までお問い合わせください。

※このカードは株式会社クレディセゾンが発行・運営しています。「アメリカン・エキスプレス」はアメリカン・エキスプレスの登録商標です。
株式会社クレディセゾンはアメリカン・エキスプレスのライセンスに基づき使用しています。(A1808081)
※本紙記載の内容は2018年9月1日現在のものです。変更になる場合もございますのであらかじめご了承ください。 (E)



Credit Saison Co., Ltd.



～豊富な老犬介護経験。超大型・要介護犬もOK～ つくばわんわんランド開園から22年。数千頭の飼育経験で培った老犬介護のノウハウを活用してお世話します。



ご利用までの流れの一例

- ①カウンセリング&施設見学
- ②ご契約手続き
- ③入所日決定
- ④ご入所

※入所後もご面会・一時帰宅可能です

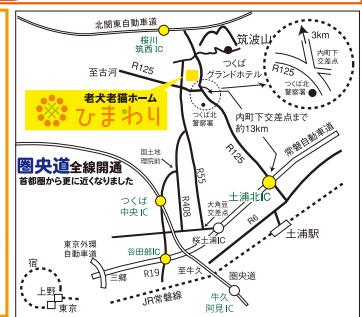
**老犬老猫ホーム
ひまわり**

TEL 029-886-3601

URL <http://www.rouken-kaigo.co.jp/> E-mail info@rouken-kaigo.co.jp

株式会社つばはーぐランチ つくばわんわんランド
茨城県つくば市沼田 579

動物取扱業の種別：保管 登録番号：茨城県 0634号
登録年月日：平成 19年 5月 23日
有効期限の末日：平成 34年 5月 22日
動物取扱責任者：大和谷 幸司



犬慢性心不全用及び猫慢性腎不全用持続性ACE阻害剤



ワンハート錠2.5「MP+」

ワンハート錠5「MP+」

新発売

動物用医薬品 要指示医薬品 指定医薬品

ベナゼプリル塩酸塩製剤がさらに使いやすくなりました!

MPアグロ専売品

Point 1
お薬が苦手な
犬・猫に

小さくて与えやすい

Point 2
分割が必要な
超小型犬に

1/2錠に分割しやすい

Point 3
収納にお困りの
先生に

スリムなパッケージ



動物病院専用 医薬品購入サイト



MP+からの発注で、お得になります! ▶▶

簡単な操作で、いつでも発注できるシステムです!



实物サイズ

【包装】
30錠(10錠×3シート)
90錠(10錠×9シート)



实物サイズ

【包装】
30錠(10錠×3シート)
90錠(10錠×9シート)

MPアグロ株式会社

北関東支店 TEL048-748-5230

WEB発注システムMPプラス

<https://www.mpplus.jp/>

編集後記

令和2年における最初の会報（第93号）をお届けいたします。

ご投稿いただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

人類は今、歴史に残るパンデミックの2020年を過ごしています。年明けから新型コロナウイルスの感染がグローバルに拡大し、世界は見えない敵と闘っています。このウイルスは、人類史上経験のない大型客船における感染予防や、グローバルな感染拡大への対策など公衆衛生上の様々な課題を、人類に対して突き付けてきました。

私は現在、専門学校生に公衆衛生を講義していますが、歴史上の国境を越えての感染症として、ペストやスペイン風邪、新型インフルエンザ等に加えて三つタイプのコロナウイルス感染症について話すことになります。今後、新興感染症のグローバルな拡大における公衆衛生上の課題が解決され、歴史的な事例が増えないことを祈っています。

会報が会員の皆様のお手元に届く頃には、人類が新型コロナウイルスに打ち勝って、感染拡大の勢いが弱まっていることを願っています。

次号につきましても、引き続き多くの皆様よりご投稿をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

(橋本邦夫)

茨城県獣医師会会報編集委員

委員長	橋本邦夫	(勤務退職者支部)
副委員長	長谷川清	(担当理事)
委員	理崎清士	(担当理事)
	大津宣明	(県北地区)
	久家美恵子	(鹿行地区)
	楠原美和	(県南地区)
	渡邊玲子	(県西地区)
会報担当	村山正利	(専務理事)
	川崎敦	(総務課長)
	中野真紀子	(職員)

茨城県獣医師会会報

令和2年5月31日 発行

第93号

発行所 公益社団法人茨城県獣医師会
〒310-0851 水戸市千波1234-20
TEL029-241-6242 FAX029-241-6249
<http://www.ibajyuu.com>
発行責任者 宇佐美晃
編集責任者 橋本邦夫
印刷所 (有)クリエイティブサンエイ



動物の価値を高めること。

総合動物薬企業「ゼノアップ」の永遠のテーマです。

乳牛・肉牛用製品

動物用医薬品 セレン配合総合ミネラル固形塩

鉱塩セレニクス®60TZ

動物用医薬品 糖類剤及び血清代用剤

酢酸リンゲル-V 注射液

動物用医薬品 内外部寄生虫駆除剤

アイボメック®トピカル

動物用医薬品 エブリノメクチン製剤

エブリネックス®トピカル

動物用医薬品 [要指示] [劇] [指定] セフェム系抗生物質製剤

セファメジン®Z

動物用医薬品 [要指示] [指定] ジクラズリル製剤

ベコクサン®

動物用医薬品 [要指示] [劇] [指定]

牛用アステロイド系消炎鎮痛剤

メタカム®2% 注射液

動物用医薬品 [要指示] [劇] [指定]

塩酸ケンブデロール製剤

プラニパート

動物用医薬品 [要指示] [向] [指定] プロチゾラム製剤

メテランチル

動物用医薬品 メンブトン製剤

動物用エンドコール®注

小動物用製品

動物用医薬品 [要指示] [劇] [指定]

アレルミューン®HDM

動物用医薬品 [要指示] [指定] 消化器官用薬

ブレンダ®Z

動物用医薬品 [要指示] 犬用ノミ・マダニ駆除剤

犬糸状虫症予防・消化管内寄生虫駆除剤

ネクスガードスペクトラ®

動物用医薬品 [要指示]

猫用ノミ駆除・寄生予防 / マダニ駆除剤

猫の糸状虫症予防・消化管内寄生虫駆除剤

ブロードライン®

動物用医薬品 [要指示] [劇] [指定] 猫用ワクチングループ

ピュアバックス®RCP

ピュアバックス®RCP-FeLV

ピュアバックス®RCPCh-FeLV

動物用医薬品 犬糸状虫成虫抗原検査用キット

スナップ・ハートワーム RT

犬猫用健康補助食品

アゾディル®

犬用デンタルガム

オーラベット®

犬用食物アレルギー療法食

ピュアプロテイン®

犬猫用特別療法食

BLUE

Natural Veterinary Diet®

養豚用製品

動物用医薬品 [要指示] [劇] [指定]

豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン

(油性アジュバント加懸濁用液)

サーコバック®

動物用医薬品 [劇] [指定] 解熱鎮痛剤

ペレキシン®10%

動物用医薬品 [劇] [指定] グルタラール消毒剤

グルタプラス®

[A飼料] 豚用混合飼料

パワフルサウ®NEW

パワフルピグ®NEW

[A飼料] 豚用生菌剤混合飼料

インテクトY®

[A飼料] アルミニウム珪酸ナトリウム・カルシウム

マイコ-AD A-Z

[A飼料] 豚用混合飼料

モイストケア

[A飼料] 有機ミネラル飼料添加物

アペイラ-SOW

豚精液希釈保存液用粉末

ゼノロング®R

養鶏用製品

動物用医薬品 [要指示] [劇] [指定]

鷄伝染性気管炎ウツチン

IB 生ワクチン

「BI」 H120 ネオ NEW

動物用医薬品 [要指示] [劇] [生物] [指定]

ニューカッスル病生ワクチン

アビ VG/GA ネオ NEW

動物用医薬品 [要指示] [劇] [指定] ワクチングループ

ネモバック®

ピュール 706®

ピニューバックス®SE

Mg 生ワクチン (NBI)

MS 生ワクチン (NBI)

動物用医薬品 ワクモ専用殺虫剤

ゴッシュ®

[A飼料] 鶏用混合飼料

アビヘルス RU

[A飼料] 天然枯草菌混合飼料

クロスタットグループ

水質改善発泡タブレット

ネオスター® NEW

強力洗浄剤

シフト™

④登録商標

人間だつて、
動物じやないか。



(人へのいたわりと、同じ気持ちで。)

違っているところよりも、似ているところが多い人間と動物。
だから、人間へのいたわりと同じ気持ちで、動物の健康を見つめたい。
あなたと同じ情熱で、動物の健康を守る。
わたしたちは森久保薬品です。

④ 森久保薬品株式会社